

令和2年度  
千葉市包括外部監査の結果報告書  
[概要版]

道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の  
管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に  
関する事務の執行について

千葉市包括外部監査人  
公認会計士 川口 明浩



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

令和元年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和2年度

### 3. 事件を選定した理由

[ 略 ]

### 4. 外部監査の方法

#### （1）外部監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。

#### （2）監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

#### （3）監査の視点

道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について、合規性及び経済性、効率性及び有効性等の視点から監査を実施した。

#### （4）主な監査手続の概要

特定の事件に対する監査手続としては、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続を実施した。

#### （5）監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査の結果」（本編27～282頁）に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は39件、意見は68件、所見は2件であった。

#### （6）監査対象

##### ① 監査対象項目

道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行を監査対象とした。

##### ② 監査対象部局等

建設局土木部：土木管理課、土木保全課、路政課、中央・美浜土木事務所、花見

川・稲毛土木事務所、若葉土木事務所、緑土木事務所

建設局道路部：道路計画課、道路建設課、街路建設課、自転車政策課

## 5. 外部監査の実施期間

自 令和2年6月18日 至 令和3年3月31日

## 6. 外部監査の補助者

### (1) 監査実証手続等実施補助者

松原創（公認会計士）、大貫咲子（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、平井隆規（公認会計士）、岸智久（公認会計士）、地引久貴（公認会計士）

### (2) 監査品質管理担当補助者

豊田泰士（弁護士）

## 第2 事業の概要

### 1. 千葉市の道路の現況について

#### (1) 千葉市内の道路の概況について

千葉市内の道路は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道があり（道路法第3条に基づく種類）、それらの道路の延長距離は約3,300km以上となっている。

以下、事業の概要としては本編の項目のみを掲載する。

#### (2) 主要な道路一覧

### 2. 「千葉市の道路整備の基本方針」について

#### (1) 目 標

#### (2) 基本方針

#### (3) 千葉市の道路整備の主要テーマ等

### 3. 千葉市の道路関係予算及び財源について

#### (1) 予算の推移

#### (2) 道路関係事業費の推移

#### (3) 一般会計に占める道路関連事業費及びその内訳並びに財源別内訳

### 4. 千葉市の駐車対策について

#### (1) 駐車対策の経緯について

#### (2) ちばチャリ・Pプラン策定時までの具体的な取組について

#### (3) 自転車利用環境の整備に関する基本方針について

#### (4) 自転車利用環境の整備に関する施策体系について

#### (5) 自転車利用環境の整備に関する代表的な取組の連関について

#### (6) 自転車利用環境の整備に関する取組の実施スケジュールについて

### 第3 外部監査の結果

#### 第1章 総括的意見

##### 1. 包括外部監査の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果として、指摘及び意見等を取りまとめた結果は、以下に掲載する【包括外部監査の結果一覧表】のとおりである。

全体の指摘及び意見等の件数を見ると、指摘が39件、意見が68件であった。それらの内訳として、監査対象部局別に、土木部については指摘が32件、意見が44件であった。また、道路部については指摘が7件、意見が24件であった。

##### 【包括外部監査の結果一覧表】

大項目（章・節）/中項目（監査対象課・所）/小項目（指摘・意見等の項目）	指 摘	意 見
<b>第2章 個別監査結果</b>	39件	68件
<b>第1節 土木部監査対象課・所の監査結果</b>	32件	44件
<b>1. 土木管理課の監査結果</b>	0件	5件
① 私道整備の助成について [意見：3件]		3
② 道路の管理瑕疵案件の発生対策について [意見：1件]		1
③ 上空占用物件の台帳整備について [意見：1件]		1
<b>2. 4土木事務所共通事項の監査結果</b>	1件	2件
① 道路占用許可に係る事務の停滞について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
② 道路占用の申請手続等と土木事務所での道路境界確定図等の閲覧及び複写について [意見：1件]		1
<b>2-1. 中央・美浜土木事務所の監査結果</b>	7件	7件
① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [意見：2件]		2
③ 道路上の放置自動車及び放置自転車等の指導・撤去について [意見：1件]		1
④ 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [意見：1件]		1
⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：6件、意見：2件]	6	2
<b>2-2. 花見川・稲毛土木事務所の監査結果</b>	8件	6件
① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
② 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [意見：1件]		1
③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：6件、意見：2件]	6	2

④ 文書管理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
⑤ 不法投棄の撤去物の処分について [意見：1件]		1
<b>2-3. 若葉土木事務所の監査結果</b>	<b>8件</b>	<b>6件</b>
① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [指摘：1件、意見：2件]	1	2
③ 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について [指摘：4件、意見：1件]	4	1
⑤ 固定資産管理の適正性：売払処理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
<b>2-4. 緑土木事務所の監査結果</b>	<b>5件</b>	<b>6件</b>
① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [意見：2件]		2
③ 道路上の放置自動車及び放置自転車等の指導・撤去について [意見：1件]		1
④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：4件、意見：1件]	4	1
⑤ 受託事業者の収入印紙の貼付金額誤り及び貼付漏れについて [意見：1件]		1
<b>3. 土木保全課の監査結果</b>	<b>1件</b>	<b>9件</b>
① 第3次実施計画における計画事業の進捗状況について		4
ア. 橋梁の耐震化事業について [意見：1件]		1
イ. 橋梁の架替事業（柏井橋、亥鼻橋）について [意見：1件]		1
ウ. 歩道の改良事業について [意見：2件]		2
② 駅自由通路の点検業務について [意見：1件]		1
③ 交通安全施設の充実事業について [意見：1件]		1
④ 歩道橋ネーミングライツ事業について [意見：2件]		2
⑤ 固定資産台帳登録について [指摘：1件]	1	
⑥ 橋梁データ管理について [意見：1件]		1
<b>4. 路政課の監査結果</b>	<b>2件</b>	<b>3件</b>
① 第3次実施計画における計画事業の進捗状況について [意見：1件]		1
② 道路台帳への道路情報の登載について [指摘：1件]	1	
③ 改良工事完成後の道路台帳への登載について [指摘：1件、意見：2件]	1	2
<b>第2節 道路部監査対象課の監査結果</b>	<b>7件</b>	<b>24件</b>
<b>1. 自転車政策課の監査結果</b>	<b>5件</b>	<b>16件</b>
① 場内放置に対する料金徴収のあり方について [指摘：1件]	1	

② 無申請利用に対する料金徴収のあり方について [指摘：1件]	1	
③ 一時利用料金の設定について [意見：1件]		1
④ 保管手数料の設定について [意見：1件]		1
⑤ 放置自転車等の撤去予定日のスケジューリングについて [意見：2件]		2
⑥ 自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者制度の導入検討について [意見：1件]		1
⑦ 駐輪場ごとの収益性の管理について [意見：1件]		1
⑧ 土地の効率的な活用について検討すべき事例について [意見：3件]		3
⑨ 無料駐輪場の有料化を検討すべき事例について [意見：1件]		1
⑩ 同一駐輪場内の利便性に明らかな格差のある事例について [意見：1件]		1
⑪ 盗難が多発する駐輪場の場内環境について [意見：2件]		2
⑫ 鉄道会社への自転車等駐車場運営経費の負担要請について [意見：1件]		1
⑬ 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について [指摘：2件]	2	
⑭ 移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について [指摘：1件 意見：2件]	1	2
<b>2. 道路建設課（道路計画課）の監査結果</b>	<b>1件</b>	<b>5件</b>
① 第3次実施計画における計画事業の進捗状況について [意見：3件]		3
② 道路改良工事の完了通知について [指摘：1件、意見：1件]	1	1
③ 工事完了路線の固定資産台帳登録について [意見：1件]		1
<b>3. 街路建設課（道路計画課）の監査結果</b>	<b>1件</b>	<b>3件</b>
① 暫定供用に伴う判断について [意見：1件]		1
② 買収した用地に対する会計処理について [指摘：1件]	1	
③ 工事負担金の精算について [意見2件]		2

## 2. 包括外部監査業務の実施とその制度特性について

### (1) 包括外部監査制度の意義と外部監査人の義務について

#### ① 包括外部監査制度の意義について

包括外部監査契約は、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨（住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化及び規模の適正化）を達成するために、外部監査を受け、監査に関する結果報告書の提出を受けることで契約は履行されるものである（同法第252条の27第2項参照）。また、この契約は、地方自治法上の公法上の契約であり、成果物として提出される監査結果報告書は地方公共団体の長ではなく外部監査人の名前で提出され、外部にも公表されることである。

その前提となる外部監査人の義務の中でも、独立性と専門性に関する義務が重要なものと考えられる。

#### ② 外部監査人の義務について

外部監査人には監査の実施に伴い様々な義務が課されているが、特に留意すべ

き基本的な義務としては、善管注意義務と公正不偏の態度の保持であると考えられる。これらの義務は、外部監査の過程で常に意識すべきものであり、監査テーマの選定、監査手続の実施及び監査結果報告書の作成等の各過程において、自らの判断と責任に基づき実施しなければならないと考えている。

例えば、事実認定に対する外部監査人の専門家としての評価に対して、監査対象課等と見解が相違する場合もあり、双方ともに十分な説明が必要になる場合が少なくない。このような事実認定に係る評価に関する記載は、外部監査制度の趣旨から外部監査人の自らの判断と責任に基づいて実施するものでなければならない。

### ③ 指摘事項等の事実認定等の判断における独立性及び専門性について

外部監査人が監査対象課等の所管する事務事業に対して、合規性に反する事務執行等と判断した場合には、指摘事項として監査結果報告書に記載しなければならないが、監査対象課等が不明確な根拠に基づき、又は指摘事項の趣旨を十分には理解せずに、外部監査人が示した指摘事項に対して削除を依頼することは、外部監査人としても安易に応じることはできず、仮に外部監査人が安易に削除することは独立性や専門性の保持の趣旨から禁止されているものとする。

今年度の外部監査の実施過程では、外部監査人として示した指摘事項等に対する修正や削除等の可能性に関して、監査対象課等と議論し、結論を導く作業を行っており、コロナ禍の中での外部監査制度の現場においてその効果的、効率的な業務遂行を目指して、その都度適切に対応するよう心掛けた。

## (2) コロナ禍の中での包括外部監査の実施と制度特性について

### ① コロナ禍の中での包括外部監査の実施について

外部監査人として現在のコロナ禍の中での外部監査業務を如何に効果的、効率的に実施するかという課題を常に念頭に置き、1年間の包括外部監査を実施してきた。例えば、土木事務所における現場往査では、道路占用の許可申請から検査に至る事務処理に関して、十分な処理がなされていないことが一見明白に把握することができた。その場合、企業監査における適正性監査の実施手法と異なり、対象業務の全ての処理案件の遡及調査の依頼や検証するサンプル数の設定などに拘泥することはせず、コロナ禍の中での事務コストの増加を避ける意味でも外部監査制度の趣旨を踏まえて許容される範囲内で監査手続を効率化して実施した。

### ② 地方公共団体の外部監査と企業監査との異同に係る認識の共有について

外部監査の運用に当たり、外部監査人の独立性や専門性の遵守と地方公共団体の外部監査の制度特性の理解等を踏まえた、外部監査制度の効果的、効率的な運用に寄与する目的で、監査制度の特性の異同や監査続の異同を明記した。



### 3. 内部統制制度と従来の牽制の仕組み

#### (1) 監査対象課・所の内部統制の運用等の状況について

千葉市の内部統制制度（令和2年4月1日導入）は、財務に関する事務を対象としており、リスク対応策の整備及び運用の流れをPDCAサイクルになぞらえて展開し、リスク対応策を業務マニュアル等に反映させ、業務の一連の流れの中に組み込むことで、業務の標準化を図っていくことを重要視している（「千葉市内部統制基本方針」（令和2年2月1日）等）。

この内部統制制度における内部統制の整備や運用の過程で、財務に関する事務の執行に係る業務プロセスを業務フローとして「見える化」し、その業務プロセスの中のどの部分にどのような性質のリスクが潜んでいるかを識別し、評価を行い、そのうえで対応策を検討することが求められるものと考えられる。

以下では、個別の監査結果（第2章）の指摘事項等の中から、内部統制の整備及び運用に係る不備について説明する。

なお、以下で述べる内部統制上の不備は、財務事務以外にも広く対象とした一般的な内部統制（組織のガバナンス）において求められる事項について不備が認められるとするものであるため、千葉市における財務に関する事務を対象とした地方自治法に基づく内部統制とは必ずしも観点等が一致しない場合がある。

#### (2) 道路台帳の修正について

##### ① 指摘事項等の事実内容

道路建設課の所管工事のうち、道路改良工事が実施され、道路の現況が変更された事案について、工事完了後に道路の供用開始手続きは実施されているが、路政課への工事完了通知書が提出されていなかった路線が把握された（本編190～191頁参照）。

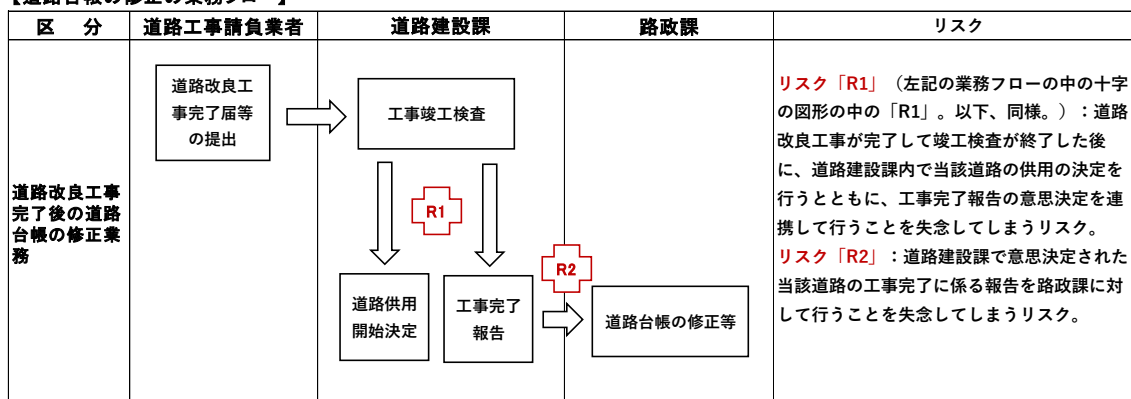
##### ② 関連する法令等の規定と内部統制の不備の評価

道路改良工事の完了後、供用開始と共に道路台帳への修正・登載がなされないことは、道路の現況を正確に反映した情報を適時、適切に道路台帳へ修正して登録する法令上の要請に沿わないことや道路台帳利用者の利便に答えることができないことなどからも改善を要する不備である（道路法第28条第1項、道路法施行規則第4条の2第1項から第4項、同施行規則第4条の2第5項）。

内部統制上、工事完了通知の提出漏れリスクの発現が外部監査により把握されたことにより、道路建設課としては、道路改良工事後の供用開始手続きと工事完了通知に係る決裁を従来は別に実施していたが、今後は一つの決裁で実施する事務改善により対応することとしたことが外部監査人に報告された。内部統制上の統制活動としては、予防的統制による対応であり、これにより措置がなされたものと認識される。

### ③ 該当事例に係る業務フローとリスクについて

【道路台帳の修正の業務フロー】



出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

### (3) 道路占用の事務処理の完結について

#### ① 指摘事項等の事実内容

事業者が道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受ける必要がある。その道路の占有許可を受けた者は占有料の納入を行い、占有工事を施工したのちに完了後、占有工事完了届を提出して、検査を受けることとなる。

#### ア. 共通の指摘事項等

- (ア) 占有工事完了届等の提出の催促について（指摘）
- (イ) 過去の未完了事案に係る遡及範囲について（意見）

#### イ. 個別の指摘事項等

- (ア) 過去の未処理事案の早急な処理について（指摘）
- (イ) 今後の処理に関する事務処理マニュアルの再整備について（意見）

#### ② 関連する法令等の規定と内部統制の不備の評価

### (4) 契約事務の専決について

#### ① 指摘事項等の事実内容

4つの土木事務所では、道路補修用として購入している常温合材（エムコー）の契約行為を中央・美浜土木事務所が取りまとめて専決しており、また、融雪剤（塩化カルシウム）の契約行為を花見川・稲毛土木事務所が取りまとめて専決している。この2件の契約行為の専決に関して、他の土木事務所は自らの専決権限を上記の土木事務所にそれぞれ委ねる意思決定を行っていない点を指摘事項として記載している（本編 90～93 頁及び 106～109 頁参照）。

#### ② 関連する法令等の規定と内部統制の不備の評価

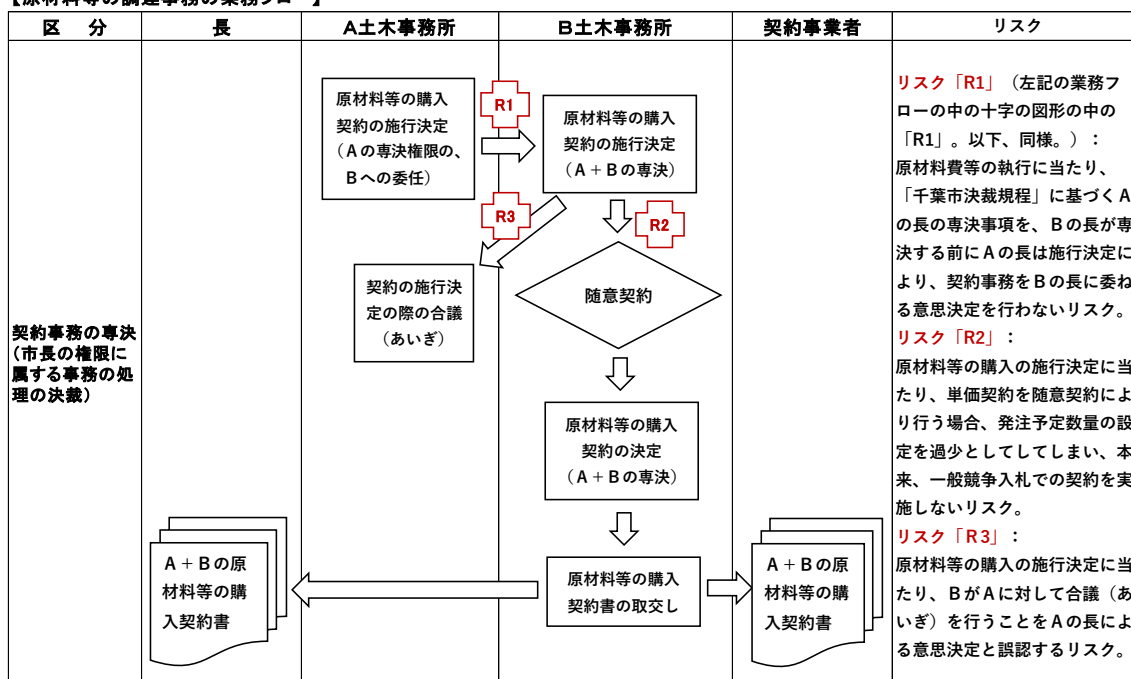
市長の権限に属する契約締結に係る専決として、土木事務所の長が千葉市決裁

規程により決裁を行っている契約の決裁事務（専決）を、他の事務所の長に委ねていると考えられることについて、次のとおり不備が検出された。

すなわち、実際の契約の専決については、自らの専決事項を他の土木事務所の長に委ねていると考えられるが、決裁規程で定められた自らの決裁の権限を当該他の土木事務所の長に委ねる意思決定を行っていることが書面によって確認することができない。

### ③ 該当事例に係る業務フローとリスクについて

【原材料等の調達事務の業務フロー】



出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

## (5) 事業用原材料等の適正管理について

### ① 指摘事項等の事実内容

各土木事務所が発注し、納品して使用する道路補修用の消耗品や原材料の出納管理、随意契約の採用、単価契約に基づく発注予定数量に対する実際発注量の超過、口頭による発注形式、適正な納品検査に関して、指摘事項を記載している(本編 89～94 頁、105～110 頁、128～130 頁、145～147 頁参照)。

### ② 関連する法令等の規定と内部統制の不備の評価

上記指摘事項は、消耗品や原材料の調達に係る事務処理に関して、「随意契約」、「発注行為」、「納品検査」及び「出納管理」という業務プロセスごとに、財務事務の執行に係るリスクが識別され、実際に発現された事例を検出した。

まず、「随意契約」については、実際の発注量は合計すると明らかに単価契約書に記載されている発注予定数量をはるかに超過していた。したがって、「随意契約」の手法を当初から採用することはできないにもかかわらず採用していたこと

となる。

次に、「発注行為」が書面によらず、口頭で行われていたことを質問により確認しているが、実際にはどのようなようになっているのかは明確に把握することはできない。

また、消耗品や原材料の「納品検査」では、納品書に記載された物と数量データしか確認することができず、発注書による検査が実施されていない。

さらに、納品された消耗品や原材料は一定の期間、在庫として管理しなければならないものが多いが、消耗品出納簿への記帳などの出納手続きがなされていない。

以上のように、消耗品や原材料の調達事務を主要な業務プロセス別にみていくと、千葉市物品会計規則や地方自治法施行令第167条の2及び千葉市契約規則第21条の2（随意契約ができる予定価格の額の範囲）に形式的反しており、かつ内部統制の運用上も重大な不備として認識できるものと考えられる。

### ③ 該当事例に係る業務フローとリスクについて

【原材料等の調達事務の業務フロー】

区分	長	A・B土木事務所	契約事業者	リスク
原材料等の発注、納品検査及び出納管理				<p><b>リスク「R1」</b>（左記の業務フローの中の十字の図形の中の「R1」。以下、同様。）：各土木事務所が契約事業者へ原材料等を発注する際には、事後的に検証可能な発注書を作成し、納品数量や納品場所等を指示することを失念してしまうリスク。</p> <p><b>リスク「R2」</b>：事後的に検証可能な発注が口頭で行われる場合、契約事業者が口頭により指示された数量と異なる納品をしてしまうリスク。</p> <p><b>リスク「R3」</b>：各土木事務所の物品検査員が契約事業者作成の納品書と納品分の数量を照合するだけで、適正であると誤認してしまうリスク。</p> <p><b>リスク「R4」</b>：納品された原材料等が即座に払い出されず、在庫が存在するにもかかわらず、消耗品出納簿を作成しないリスク。</p>

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

## (6) 自転車等駐車場における放置自転車の手数料のあり方の明記について

### ① 指摘事項等の事実内容

自転車等駐車場のうち、精算機のない駐車場内において放置されている自転車等を駐車場から保管場へ移動した後に、所有者が引き取りに来た場合、駐車場に駐車していた期間の利用料金が全てリセットされる。このような事務の運用については、明文の規定に基づかず実施されている（本編199～200頁参照）。

### ② 関連する法令等の規定と内部統制の不備の評価

上記のように、自転車等駐車場内に放置されている自転車等については、保管

場に移動されるまでの期間を違法な駐車であるという位置づけである。保管場での引渡しで手数料を徴収する場合以外で、自転車等駐車場において放置された自転車等を引き取りに来た場合の手数料のあり方が明記されておらず、また、適正に一時利用料金を支払っている利用者との公平性の面でも問題である。

#### 4. 土木事務所が実施している道路等の応急補修等の実施体制について

##### (1) 概 要

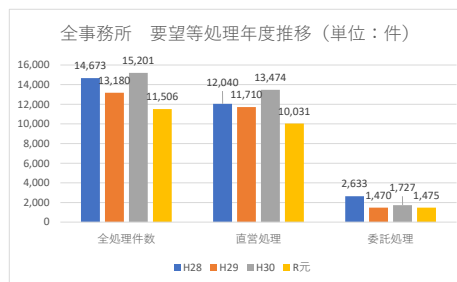
##### ① 要望等処理件数の推移等について

各土木事務所における維持建設課には、MCR（「ちばレポ」）等から通知される道路等の補修等の要望に対応する組織として維持班が設置されている。維持班の業務は、次の表及びグラフに示されるとおり、日常的な道路等の補修工事等に忙殺されている。

【全事務所 要望等処理年度推移】

(単位:件)

区 分	全処理件数	要望等処理	
		直営処理	委託処理
H28	14,673	12,040	2,633
H29	13,180	11,710	1,470
H30	15,201	13,474	1,727
R元	11,506	10,031	1,475
R元/H30	75.7%	74.4%	85.4%
R元/H28	78.4%	83.3%	56.0%



出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

全事務所による処理件数は、年度の事情を反映して変動がみられるが、令和元年度は11,506件であり、前年度比では24.3%の減少、平成28年度比では21.6%の減少となっている。また、直営処理は10,031件であり、前年度比では25.6%の減少、平成28年度比では16.7%の減少となっている。一方、委託処理は道路補修工事等を中心に行われ、令和元年度は1,475件であり、前年度比では14.6%の減少、平成28年度比では44.0%の減少であった。

##### ② 直営処理と委託処理の割合変化について

【令和元年度 要望等処理状況：直営・委託対比】

(単位:件)

区 分	全処理件数	直営処理	委託処理	直営割合
中央・美浜	3,575	3,378	197	94.5%
花見川・稲毛	2,343	2,024	319	86.4%
若葉	2,745	2,343	402	85.4%
緑	2,843	2,286	557	80.4%
合 計	11,506	10,031	1,475	87.2%

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

この表によると、令和元年度における全処理件数（11,506件）のうち、直営処理（10,031件）の割合は、87.2%であり、ほぼ9割を維持班が対応していることとなる。

### ③ 道路補修等業務委託の概要について

各土木事務所は、所管している区を4つから6つの地区に区分して、1年間を前期と後期とに分けて、いわゆる「先抜け」方式<sup>注</sup>より、道路・下水維持補修業務委託の事業者を選定している。

注：区分した地区ごとに順番に入札を行い、落札した事業者は次以降の入札には参加することができないとするルール。

## (2) 問題点とその評価

### ① 直営処理と委託処理の割合について

現状で記述したとおり、公表データによると、道路補修等への要望等に対する処理状況は9割近くが直営処理という結果であった。一方で、民間事業者へ委託を行っている業務に絞って、直営処理と委託処理とを比較すると、次の表に示すとおり、令和元年度では全事務所合計ベースで、約7対3の割合であることが分かる。

土木事務所ごとに見てみると、一番割合が高いのは、緑土木事務所で、68%（約6：4）であり、一番低いのは、中央・美浜土木事務所の18%（85：15）であった。

したがって、公表資料ほど土木事務所の維持班の対応割合が高いわけではないことが分かる。

【令和元年度 全事務所要望処理状況：直営・委託対比表】 (単位：件)

区 分	中央・美浜			花見川・稲毛			若葉			緑			合 計		
	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率
道路補修等	1,115	197	18%	811	319	39%	791	402	51%	815	557	68%	3,532	1,475	42%
その他	1,907	0	0%	1,013	0	0%	1,200	0	0%	1,362	0	0%	5,482	0	0%
合 計	3,022	197	7%	1,824	319	17%	1,991	402	20%	2,177	557	26%	9,014	1,475	16%

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

参考として、平成30年度の表を次に掲載する。

【平成30年度 全事務所要望処理状況：直営・委託対比表】 (単位：件)

区 分	中央・美浜			花見川・稲毛			若葉			緑			合 計		
	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率	直営	委託	比率
道路補修等	1,438	787	55%	1,368	210	15%	1,349	212	16%	1,024	518	51%	5,179	1,727	33%
その他	2,009	0	0%	996	0	0%	853	0	0%	1,792	0	0%	5,650	0	0%
合 計	3,447	787	23%	2,364	210	9%	2,202	212	10%	2,816	518	18%	10,829	1,727	16%

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

これら令和元年度と平成30年度の表における「道路補修等」の合計欄の比率に注目すると、直営処理に対する委託処理の割合を表す比率は、約10ポイントの変動があり、しかも、土木事務所ごとにも大きくその割合が変動していることが分かる。したがって、固定的な組織体制で対応する部分だけでは、年度ごとの道路等の

補修要望に対して効果的、効率的に対処することは難しく、変動的な対応体制が必要であることを示唆しているものとする。

## ② 職員1人当たり処理件数の変動について

令和元年度と平成30年度における土木事務所の維持班職員1人当たり処理件数を算定したのが次の表である。

【令和元年度 要望等処理 直営1人当たり件数】 (単位:件、人)

区 分	全処理件数	直営処理	維持班人員	1人当たり
中央・美浜	3,575	3,378	10	337.8
花見川・稲毛	2,343	2,024	9	224.9
若葉	2,745	2,343	8	292.9
緑	2,843	2,286	8	285.8
合 計	11,506	10,031	35	286.6

【平成30年度 要望等処理 直営1人当たり件数】 (単位:件、人)

区 分	全処理件数	直営処理	維持班人員	1人当たり
中央・美浜	5,239	4,452	9.5	468.6
花見川・稲毛	3,064	2,854	8.5	335.8
若葉	3,299	3,087	8.5	363.2
緑	3,599	3,081	8.5	362.5
合 計	15,201	13,474	35.0	385.0

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

これらの表によると、土木事務所の維持班に所属する職員（技能労務職）の1人当たり処理件数は、令和元年度で286.6件であった。前年度は385.0件であるため、単純比較をすると、約100件の減少であることが分かる。このような統計データを踏まえると、現在の維持建設課の対応体制では、変動する道路等の補修要望等に弾力的に対応することには限界があるものと考えられる。

簡易な道路補修への対応に要する人件費を含む諸経費（フルコスト）の最適な規模に関する知見は明確ではなく、また、応急補修等、緊急対応の度合いに対する判断の合理性に関して、維持建設課（維持班）ではその判断基準を経験値により共有しているとしているが、その標準的な判断基準は明文化されておらず、業務の効果的、効率的な実施に係る説明責任が不明確である。

直営処理と委託処理のメリットとデメリットのバランスを考慮することも前提として、将来的には、単価契約という制度により弾力的な業務対応体制をとっている民間事業者の業務委託の範囲を拡大することも検討課題であるものと考えられ



る。

### ③ 要望案件に対する効果的な対処のルール作りについて

道路補修等の要望に対する対処方法は土木事務所のこれまでの経験によって、暗黙のうちに蓄積されたルールのようなものであるが、明文化された指針やマニュアルがあるわけではないことも分かった。

今後も道路等の経年劣化により老朽化が進み、道路の維持管理上の瑕疵による事故等が発現するリスクが予測される。また、それによる市民の事故に対して賠償事案も発生しており、保険によるリスク対応を行っている状況も把握された。

このような道路の維持管理上の瑕疵による事故等の発現や賠償事案への対応の現状に対して、現在の土木事務所においては、経験値に基づいて暗黙のうちに対応しており、実績に基づく明示的な対応ルールを明文化していない現状を把握した。日々の道路補修要望に追われる現場部門の経験値を蓄積して、見える形での情報共有を進めることは、現場における道路等の維持管理業務の効果的、効率的な対応の実現につながるものと考えられる。

## (3) 結果

### 【所見 1】

年度によって大きく変動する道路等の補修要望により弾力的に対応するためには、維持班職員 1 人当たりの業務量等を定期的に算定して、財務分析や生産性分析等を行うことにより、現在の直営による道路等の補修対応等が効果的で効率的な業務の執行として最適であるか、また、現在併用している道路補修等の業務委託の拡大による対応体制の必要性が現実的であるかどうかなど、抜本的な見直しを行うことも中長期的な課題として検討するよう要望する。

### 【所見 2】

道路等の補修要望等に的確に対応するためにも、維持班で判断している応急工事での対応の判断基準と更なる判断としての直営処理か業務委託での処理かに係る判断基準、また、維持班では対応することができない道路補修工事として建設班による対応等の判断基準に係るルールについて、道路等の老朽化度合いや補修対応範囲・補修工事の規模等の状況に応じたレベル分けを行い、初期判断の合理性を「見える化」するためにもそれらの判断基準に係るルールを文書化するよう要望する。



## 第2章 個別監査結果

### 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

#### 1. 土木管理課の監査結果

##### (1) 概要

- ① 組織及び人員
- ② 事務分掌
- ③ 第3次実施計画上の事務事業の概要

##### (2) 監査手続

##### (3) 監査結果

###### ① 私道整備の助成について [意見：3件]

###### 【結果：意見1】

令和元年度の3件の申請案件に係る申請者の工事費見積り額は、担当事務所の比較積算額より低い金額であったが、仮に超過する場合、その超過の根拠についてヒヤリング等の調査を実施することがあるということであるが、その運用に関しては明文の規定がないため、申請者との齟齬等が生じないように、明文での規定を設定するよう要望する。

###### 【結果：意見2】

私道整備助成金要綱に規定する助成限度額800万円や助成率9割等に関して、その設定上の合理的な根拠や他都市との均衡などの面で、ルールとして定期的に調査を行い、助成金制度としての適正性を検討することを要望する。

###### 【結果：意見3】

申請者の工事請負人が積算する工事積算書において、法定福利費相当額を明示している場合には、国が取り組んでいる社会保険への加入促進の趣旨を踏まえて、工事見積書では、法定福利費相当額を別に積算し、表示することを誘導するよう検討を要望する。

###### ② 道路の管理瑕疵案件の発生対策について [意見：1件]

###### 【結果：意見】

道路の管理瑕疵に伴う事故を防止するためにも、発生した事故の原因分析やその責任割合の状況などに関して、事故発生の年度推移の傾向や特殊事情などの分析を行うことにより、土木管理課はその所掌事務として、各土木事務所と共に研究を行い、より効果的な道路パトロールを行うことが求められているものとする。そのため、今後は更に土木事務所と有機的に連携して、道路の管理瑕疵による事故発生の未然防止のための研究を行い、事故の事例集などのマニュアルを作成するなどして道路パトロールをより効果的に実施することができるよう要望する。

③ 上空占用物件の台帳整備について [意見：1件]

【結果：意見】

上空占用物件台帳が整備されることで、事故が発生する危険性の高い違法占用物件を把握し、是正措置を実行するよう要望する。

2. 4 土木事務所共通事項の監査結果

(1) 概要

千葉市道路管理行政を所管している主要な現場部門として、土木事務所が千葉市内に4か所配置されている。

2-1 中央・美浜土木事務所：所管区域：中央区及び美浜区

2-2 花見川・稲毛土木事務所：所管区域：花見川区及び稲毛区

2-3 若葉土木事務所：所管区域：若葉区

2-4 緑土木事務所：所管区域：緑区

これら4土木事務所の外部監査を実施するためには、現場往査を計画的に実施し、その結果として検出事項等を整理する必要がある。実際に行った現場往査の実施概要等を本編では記載している。

【各土木事務所現場往査実施スケジュール等】

土木事務所	往査日	担当補助者	往査参加者
中央・美浜	10月23日（午前）	地引久貴	地引・川口
花見川・稲毛	10月28日（午前）	岸知史	岸・川口
若葉	11月4日（午後）	大貫咲子	大貫・川口
緑	11月4日（午前）	平井隆規	平井・川口

(2) 監査手続

(3) 監査結果

① 道路占用許可に係る事務の停滞について [指摘：1件、意見：1件]

【現状】

ア. 道路占用の許可及び道路占用料の徴収等

イ. 道路占用の許可基準

ウ. 道路占用の業務の流れ等

【原因・問題点】

ア. 道路占用者による完了届及び土木事務所による完了検査の失念等

全ての土木事務所において、道路占用者が完了届を提出せず、その結果として、土木事務所により完了検査が実施されていない事例が散見された。それらの手続きは、千葉市道路占用規則に規定されているにもかかわらず、履行されず、半ば放置されている印象すら受けた。

個別意見で詳述する道路管理センターシステムによる申請等の場合では、当該シ

システムを最大限活用して、道路占用申請等の手続きの進捗管理を効果的、効率的に実施することができていないこともその原因の一つである。

道路占用が終了したにも拘らず、道路占用者がその完了届を提出しない場合等、手続きとしては未だ占用が継続している場合に、第三者に損害を与えた場合、占有者はその損害を負担しなければならない（同規則第8条）。

また、完了検査後、2年間は瑕疵担保期間が設定されているため、占有者が施行した道路の復旧工事の瑕疵に起因して路面の沈下、破損等道路に損傷が生じた場合は、占有者の負担において直ちに補修しなければならない（同規則第17条）。

**【結 果：指摘】**

道路占有者による完了届が速やかに提出されない場合（規則上、工事完了日から14日以内と規定。同規則第16条第1項）、道路占有者による完了届提出の単なる失念であるかどうかも含めて、各土木事務所においては道路占有者に連絡し、規定に基づき占用工事完了届等を提出するよう催促されたい。

**【結 果：意見】**

土木事務所によっては、遡及年数が異なり、現時点で全ての未完了案件に関して催促を行うことは現実的であるとは考えられない。したがって、土木事務所の責任ある判断のもとで、遡及して催促することができる、合理的で、実行可能な年数を決定し、その範囲での催促を実施して、過去の未処理案件の処理を進めるよう要望する。

**② 道路占用の申請手続等と土木事務所での道路境界確定図等の閲覧及び複写について [意見：1件]**

**【現 状】**

複写サービスが土木事務所においても発生し、僅少な額（1日平均100円程度）の手数料収入が日々発生しており、その都度、その日の収入金額を金融機関に入金するという会計・経理事務を行っている。

**【原因・問題点】**

各土木事務所における、このような実務は業務の効率性の阻害要因となっているものと認識される。

**【結 果：意見】**

各土木事務所における僅少な収入金額の金融機関への入金に関しては、その時間的、交通費的なコストと土木事務所における金庫での保管に対する盗用のリスクの評価内容とのバランスを勘案して、金額的な繰越額の多寡やその基準額の設定に基づき、例えば1週間に一度の金融機関への入金のルールを設定して、会計・経理事務に係る、合理的で効率的な業務の執行を目指すよう要望する。

## 2-1. 中央・美浜土木事務所の監査結果

### (1) 概 要

#### ① 組織及び人員

#### ② 事務分掌

### (2) 監査手続

### (3) 監査結果

#### ① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]

##### 【現 状】

道路占用申請事案の事務処理では、道路管理センターシステム利用による電子申請と、当該システムを利用することができず、紙ベースで申請する事業者に分かれている。中央・美浜土木事務所においては、道路管理センターシステム利用による申請が、2,017件、紙ベースでの申請は663件となっている。

一方で、紙ベースでの申請についても、同様の内容について、道路占用受付整理簿に手書きで記録され、その進捗管理を行っている。

##### 【原因・問題点】

道路占用申請事案の事務においては、申請者の道路占用完了に伴う検査及び占用工事完了検査書の発行業務が適時に行われていないという問題がある。進捗状況管理表を閲覧した結果、令和2年11月時点で完了日や検査日が入力されていない事案が多数存在した。

##### 【結 果：指摘】

道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。

##### 【結 果：意見】

道路占用制度に係る今後の事務処理をより効果的、効率的に実施するために、道路管理システムの絞込み機能を最大限活用することを前提とした事務処理マニュアルを再整備するよう要望する。また、紙ベースでの道路占用申請案件の進捗管理については、当土木事務所の事務処理体制が許す範囲で、申請処理状況を一覧することができる進捗管理票を電子ベースで作成し、情報を共有する等を前提とした事務処理マニュアルを整備するようよう要望する。

#### ② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [意見：2件]

##### 【結 果：意見1】

サポーター団体名簿について、必要な情報は漏れなく記載することを要望する。

##### 【結 果：意見2】

活動報告については、必ず提出するよう促し、管理簿により提出状況を管理していくことを要望する。

③ 道路上の放置自動車及び放置自転車等の指導・撤去について [意見：1件]

【結果：意見】

放置自転車の効率的な管理のため、当該データをクラウド管理し、自転車政策課とも共有できる環境を整えることを要望する。

④ 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [意見：1件]

【現状】

中央・美浜土木事務所においては、全体で毎年4～5千件前後の要望等の案件に対応しているが、一方で、道路瑕疵に伴う事故の発生・賠償金の支払も生じている。令和元年度においては5件発生している。なお、令和2年10月時点において、平成25年度に発生した案件のうち1件については、外部監査実施時点でも交渉中であった。

【原因・問題点】

平成25年度に発生した上記案件については、市より補償額を提示したものの、被害者が納得せず、解決に至っていないため、長期に及んでいる。この事案は長期化すればするほど解決が困難となるリスクが高いことを把握することができる。

【結果：意見】

上記案件については、訴訟リスクなど、様々なリスクを十分に評価して適切な対応を検討して整理し、それらの内容を文書化して引継いでいくなど、引き続き解決に向けて適切に対応することを要望する。

⑤ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：6件、意見：2件]

【現状】

道路の応急補修等の際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は一つの事務所が他の事務所の使用分の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。

中央・美浜土木事務所においては、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）の契約行為が該当する。

【常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）の契約の概要】

i～vii 略

viii 発注予定数量：450袋

ix 執行予定額：972,000円

x 配当予算残額：1,220,800円

xi 単価契約理由：常温合材の使用量は、事前に確定することが不可能なため。

また、外部監査を実施した任意の時点における原材料等の在庫の状況は次のとおりである。

【原材料等在庫一覧】

(単位：円)

No	製品名等	規格	単位	単価	概算数量	概算金額	契約形態
1	常温合材（エムコール）	20kg	袋	2,090	114	238,260	単価契約・随意契約
2	モルタル（ハイジャスター）	25kg	袋	4,235	3	12,705	単価契約・随意契約
3	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントVR）	20kg	缶	11,000	4	44,000	単価契約・随意契約
4	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントMR）	20kg	缶	9,900	4	39,600	単価契約・随意契約
5	日本硝子工業透塊ソイル	25kg	袋	1,815	37	67,155	単価契約・随意契約
6	融雪剤（塩化カルシウム：粒状）	25kg	袋	1,512.5	2,020	3,055,250	単価契約・随意契約
計					2,182	3,456,970	—

注1：原材料等の在庫の数値は、令和2年12月調査時点の現況である。

注2：常温合材及び塩化カルシウムは、令和元年度までは随意契約であったが、令和2年度から制限付き一般競争入札等に変更されている。

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

### 【原因・問題点】

中央・美浜土木事務所でも、実際には恒常的に在庫を有している。また、組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断によりその在庫管理や発注が行われている。

- i 消耗品等の物品出納に関しては、千葉市物品会計規則が規定する出納手続きや物品出納員等及び物品取扱員が備えなければならない帳簿（消耗品出納簿）の記帳等がなされていない（同規則第46条及び別表第6）。
- ii 原材料等の出納管理が全て口頭でなされており、日常の使用量と在庫の有り高が記憶にはあるが、記録に残されていない。「購入後直ちに消費するもの」（同規則第27条第6号）ではないため、消耗品出納簿の記帳が必要である。
- iii 原材料等の出納記録がないため、当該原材料等の適正な管理がなされているかどうかの資料が作成されておらず、盗用のリスクに対しても会計的に基礎的な出納データがないため、組織としても検証することができない。
- iv 納品された原材料等の検査が納品の都度、実施されて、その結果を「物品検査書」（様式第3号）に記録することは実施されていない。

また、中央・美浜土木事務所では、常温合材を購入する契約手続きを行っているが、次のような問題が認められる。

- i 単価契約書での常温合材の発注予定数量は、「450袋」と記載されており、予定価格は100万円未満であった。しかし、令和元年度の実績では、一つの土木事務所の年間購入実績だけでも約850袋であり、その支払総額は160万円（千葉市契約規則、地方自治法第167条の2第1項第1号）を超過している。当初契約時点での発注予定数量を実績に近い見積り数量である場合、随意契約は実質的に認められず、競争入札をとるべきであったと考えられる。

- ii また、単価契約の内容に基づく当初の発注予定数量は、「450 袋」であったが、一つの土木事務所の実際の発注量の合計だけでも約 850 袋であり、当初発注予定数量の 450 袋を大きく超過している。当初の単価契約に対する変更契約を締結していない点は実質的にも不適切な事務処理であると考えられる。
- iii 今回の単価契約では、各土木事務所等は、常温合材の調達契約行為を中央・美浜土木事務所に事実上委ねているものと考えられる。しかし、他の土木事務所における意思決定を受けて中央・美浜土木事務所が当該契約行為を行っていることを確認することができなかった(千葉市決裁規程第 2 条、第 5 条第 1 項、別表第 1 の 3 の (2))。
- iv 当該単価契約に基づき、常温合材の個別発注は書面で行われず、口頭でなされている。納品数の指示が音声データでしか伝達されていない場合、債権債務の額の合意の基礎となる発注数量に齟齬が生じる危険性を過小評価するべきではない。
- v 常温合材の納品に対する実際の検査は目視でなされ、その納品に当たり検査を行った結果として、内部管理システムに記録されているが、発注書がなければ、納品された原材料と納品書の数量だけを確認しても納品検査とは言えない。

#### 【結 果：指摘 1】

原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい(同規則第 46 条及び別表第 6)。

#### 【結 果：指摘 2】

常温合材の契約に当たり、当初から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号や千葉市契約規則第 21 条の 2 に規定される随意契約の許容範囲を超過しているため、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。

#### 【結 果：指摘 3】

常温合材の発注に関しては、当初の単価契約の発注予定数量(450 袋)を実際には大きく超過する発注がなされていたものと容易に推定することができる。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。

#### 【結 果：指摘 4】

常温合材の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる他の 9 つの事務所で個別に実施せず、中央・美浜土木事務所が代表して契約手続きを行っているが、書面上明確に契約の委任関係が確認できない。市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を確定する行為として法律上、重要な行為であるため、書面上確認することができない契約の委任行為は、内部統制上も重大な不備に該当するものと

考えられる。

したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の9つの事務所が当該契約担当の中央・美浜土木事務所に対して、契約事務の専決を委ねる意思決定を行っていることを確認するなど、適正な契約事務の手続きを整備されたい。

**【結 果：指摘5】**

契約相手方に対して常温合材を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。

**【結 果：指摘6】**

本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。

**【結 果：意見1】**

執行伺書に「執行予定額」として、「972,000円」と記載され、「配当予算残額」は「1,220,800円」と記載されているが、実際の購入量は、予定購入数量である450袋よりはるかに多いため、契約時点でも実質的には、予算措置が足りなかったものと考えられる。したがって、契約時には過去の実績購入量を反映した予算措置がなされていることを確認するよう要望する。

契約締結の執行伺いや契約時点において、実際に予算措置が適切になされているかを確認する行為やその結果として明記することは、その後の契約手続きや変更契約等に当たっても重要な情報である。そのため、中央・美浜土木事務所を含む10の事務所における予算措置の状況を明記することを要望する。

なお、令和2年度より、合議先の関係課も含め、実績を踏まえた予算措置状況を明記している。

**【結 果：意見2】**

中央・美浜土木事務所においては、その管理する原材料等の在庫に関して、定期的に在庫数量を確認し、物品出納簿の帳簿有高と実在庫数との照合等を実施するよう要望する。

## 2-2. 花見川・稲毛土木事務所の監査結果

### (1) 概 要

- ① 組織及び人員
- ② 事務分掌

### (2) 監査手続

### (3) 監査結果



① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]

**【現 状】**

花見川・稲毛土木事務所においては、令和元年度の全体の申請件数は2,165件であった。そのうち、電子申請は1,839件で、その他の326件は紙ベースによる申請である。このように、花見川・稲毛土木事務所においても、道路管理センターシステム利用による申請が多く、全体の申請件数に対して85%を占めている。

**【原因・問題点】**

道路占用申請事案の事務については、申請者の道路占用完了に伴う検査及び占用工事完了検査書の発行業務が適時に行われていないという問題がある。

電子ベースでの申請事案のうち、検査日を入力していないのは、調査時点で、1,499件に上る。

**【結 果：指摘】**

道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。

**【結 果：意見】**

道路占用制度に係る今後の事務処理をより効果的、効率的に実施するために、道路管理システムの絞込み機能を最大限活用することを前提とした事務処理マニュアルを再整備するよう要望する。また、紙ベースでの道路占用申請案件の進捗管理については、当土木事務所の事務処理体制が許す範囲で、申請処理状況を一覧することができる進捗管理票を電子ベースで作成し、情報を共有するなどを前提とした事務処理マニュアルを整備するようよう要望する。

② 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [意見：1件]

**【結 果：意見】**

道路の管理瑕疵が実際に発生して、それに起因した事故により賠償請求が発生する事案を監査過程で確認した。そのような道路の管理瑕疵に起因する事故の発生抑制のために、現在、管理課と維持建設課において、道路の管理瑕疵の実例やパトロールの結果等の情報を共有しているが、道路の管理瑕疵に基づく事故発生の要因を分析し、その結果を道路のパトロールに活用することを意識した仕組みを構築することを検討するよう要望する。維持建設課（維持班）が行う日々のパトロール活動等においても、過去に発生した事故事例を念頭に具体的な視点で道路の管理上の瑕疵を発見し、対応する技術を確立して、所内での共有を行うことも、このような課題の解決に有効な取組の一つになるものと考えられる。

③ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：6件、意見：2件]

【現 状】

花見川・稲毛土木事務所において、令和元年度だけはとりまとめて契約を行っていた案件としては、融雪剤（塩化カルシウム）の契約行為であった。

令和元年度における融雪剤（塩化カルシウム）の契約行為の概要は次に示すとおりである。

【融雪剤（塩化カルシウム）の契約の概要】

- i ～vii 略
- viii 発注予定数量：360 袋
- ix 代金支払い方法：完了払
- x 入札保証金及び契約保証金：なし
- xi 検査員：各土木事務所課長補佐
- xii 単価契約理由

また、その他の原材料についても、日常的な在庫状況を把握した。外部監査を実施した任意の時点における原材料等の在庫の状況は次のとおりである。

【原材料等在庫一覧】

(単位：円)

No	製品名等	規格	単位	単価	概算数量	概算金額	契約形態
1	常温合材（エムコール）	20kg	袋	2,090	40	83,600	指名競争入札・単価契約
2	モルタル（鹿島ドライモルタル：一般左官用）	25kg	袋	715	13	9,295	随意契約・単価契約
3	モルタル（ハイジャスター）	25kg	袋	4,235	3	12,705	随意契約・単価契約
4	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントVR）	20kg	缶	11,000	4	44,000	随意契約・単価契約
5	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントMR）	20kg	缶	9,900	1	9,900	随意契約・単価契約
6	融雪剤（塩化カルシウム：粒状）	25kg	袋	2,310	90	207,900	随意契約・単価契約
7	融雪剤（塩化カルシウム：粒状）	1 t	袋	92,400	7	646,800	一般競争入札・単価契約
計					158	1,014,200	-

注1：1～5は令和2年度の単価、6、7は令和元年度の単価。

注2：原材料等の在庫の数値は、令和2年12月調査時点の現況である。

注3：常温合材及び塩化カルシウムは、令和元年度までは随意契約であったが、令和2年度から制限付き一般競争入札等に変更されている。

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

【原因・問題点】

道路の応急補修等に使用する原材料等は、応急的に使用するため単価契約により臨機応変に発注し、納品されて使用に供することが前提となっている。しかし、花見川・稲毛土木事務所においても、実際には恒常的に在庫を有しており、その量も組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により発注が行われていることが現状である。

この事案の問題点は、中央・美浜土木事務所の項で記載しているため、省略する。

【結 果：指摘1】

土木事務所で調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関し

て、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい（同規則第 46 条及び別表第 6）。

**【結 果：指摘 2】**

融雪剤（塩化カルシウム）の契約に当たり、発注予定数量が適切に見積もられていなかったため、少なくとも結果としては、当初から随意契約を採用する基礎に欠けていたものと判断することができる。したがって、契約事務を進める段階で、発注予定数量を見積もる際には実績等を適切に勘案する必要があり、その段階で、発注予定数量に基づく発注予定の合計額が当初から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号や千葉市契約規則第 21 条の 2 に規定される随意契約の許容範囲を超過する場合は、随意契約を採用せず、一般競争入札を採用するよう徹底されたい。

**【結 果：指摘 3】**

当初の単価契約の発注予定数量（360 袋）を実際には大きく超過する発注がなされていた（1,020 袋）。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。

**【結 果：指摘 4】**

融雪剤（塩化カルシウム）の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる各土木事務所で個別に実施せず、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所が代表して契約手続きを行っている。この場合、各土木事務所長が有する契約事務に係る専決権を他の土木事務所が花見川・稲毛土木事務所に口頭により委任していると推察されるが、書面上明確に契約に係る専決権の委任関係が確認できない。

したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の土木事務所は当該契約担当の土木事務所に対して、契約事務に係る専決権の委任の意思決定を踏まれるよう、手続きを整備されたい。

**【結 果：指摘 5】**

花見川・稲毛土木事務所は、契約相手方に対して融雪剤（塩化カルシウム）を個別に発注する際には口頭により行われている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。

**【結 果：指摘 6】**

融雪剤（塩化カルシウム）の納品に際して、物品検査員が実施している納品検査について、その「物品検査書」の「検査概要」欄で「契約どおりであったので、合格と認める。」と記載されている。そもそも実際の発注が書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられるが、

本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された融雪剤（塩化カルシウム）の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があり、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。

#### 【結 果：意見1】

執行伺書には「予算措置」に関して「あり」とだけ記載されているが、その「予算措置」の状況は執行伺いの時点で明記しない限り、確認が取れず不明確である。契約締結の執行伺いや契約時点において、実際に予算措置が適切になされているかを確認する行為やその結果として明記することは、その後の契約手続きや変更契約等に当たっても重要な情報である。そのため、各土木事務所における予算措置の状況を明記することを要望する。

なお、令和2年度の執行伺書では他の土木事務所の予算措置状況については実績を踏まえ記載しているという報告を受けた。このように各土木事務所自らの事務改善の取組みを定例化することも重要である。

#### 【結 果：意見2】

花見川・稲毛土木事務所においては、その管理する原材料等の在庫に関して、定期的に在庫数量を確認し、物品出納簿の帳簿有高と実在庫数との照合等を実施するよう要望する。

#### ④ 文書管理について [指摘：1件、意見：1件]

##### 【現 状】

花見川・稲毛土木事務所の現場往査に際して、事務所等の外の倉庫での在庫等の保管状況を視察したときに、「機密文書」と記載された箱が約450箱、保管されているのを把握した。これらの文書は概ね平成29年頃から作成されたり、申請されたりしたものを保管しているということであった。

##### 【原因・問題点】

これらの「機密文書」の現在の保管状況は、次のとおりであり、それぞれの保管状況から判断して改善を要するものと考えられる。

- i 勤務時間中は施錠されていない倉庫の中での保管文書：約100箱
- ii 通常、勤務時間中でも施錠されている倉庫：約350箱

これらの文書は、概ね平成29年頃から保管されているということであり、文書保存年限が過ぎたものであっても、適時適切に、公文書の廃棄処分等がなされていないことを意味する。

##### 【結 果：指摘】

現在、倉庫で保管されている「機密文書」は約450箱を把握することができるが、個人情報を含む文書の管理としては、不適切であるため、明らかに保存年限を過ぎても不必要に保管されている文書に関しては、廃棄処分の手続きをとられたい。

### 【結 果：意見】

保存年限期間中の公文書は、特に申請書類等の個人情報を含むものもあり、通常外部からの侵入、盗用等の対象にならないよう、厳重に保管されることを要望する。

### ⑤ 不法投棄の撤去物の処分について [意見：1件]

#### 【結 果：意見】

心無い一部の市民等によって、土木事務所が管理する道路等に不法投棄された家電製品等は、要望等により収集され、土木事務所に長年保管された状態になっている。このように処分されない状態が続くと、リサイクルや資源化等の面で、持続可能な社会づくりに貢献していることにはならない。そのため、それらの不法投棄収集物の処分に必要額を予算化し、廃棄処理を行うよう要望する。また、そのためのルールを土木事務所間で共有するためのルール作りに取り掛かることも必要であると考えられる。

## 2-3. 若葉土木事務所

### (1) 概 要

#### ① 組織及び人員

#### ② 事務分掌

### (2) 監査手続

### (3) 監査結果

#### ① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]

#### 【現 状】

若葉土木事務所においては、道路管理センターシステム利用による申請が、全体の9割（おおよそ年間1千件程度）、残りが紙ベースでの申請（おおよそ年間120件程度）となっている。

#### 【原因・問題点】

道路管理センターシステムにおいて、令和2年11月時点で検査日未入力となっている件数は1,285件であった（過年度申請分を含む。）。

また、紙ベースでの申請について、令和元年度道路占用受付整理簿を通査し、同年度申請分のうち、令和2年10月時点で検査日未記入（明らかに工事期間未経過のものを除く。）の件数は61件であった（令和元年度分）。

ここで、占用工事期間完了後、検査日未入力・未記入となっている事案とは、検査そのものが未済となっているケースと、単に入力・記入がもれているケースが考えられるが、その内容を判別することは困難である。

#### 【結 果：指摘】

道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了

を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。

#### 【結 果：意見】

道路占用制度に係る今後の事務処理をより効果的、効率的に実施するために、道路管理システムの絞込み機能を最大限活用することを前提とした事務処理マニュアルを再整備するよう要望する。また、紙ベースでの道路占用申請案件の進捗管理については、当土木事務所の事務処理体制が許す範囲で、申請処理状況を一覧することができる進捗管理票を電子ベースで作成し、情報を共有する等を前提とした事務処理マニュアルを整備するようよう要望する。

#### ② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [指摘：1件、意見：2件]

##### 【現 状】

令和元年9月1日現在、若葉土木事務所における、ちばし道路サポート制度に登録している団体は、25団体となっている。登録団体は、年度末にサポート活動の実績結果について、市長へ報告することとされており（ちばし道路サポート制度実施要領 第6条）、管理課より毎年度末に各団体に対して、「活動実施報告書」の提出依頼を行っている。

また、ちばし道路サポート制度においては、活動に際して、ゴミ袋、腕章、カラーコーン等の支援が行われている。

##### 【原因・問題点】

登録団体からの「活動実績報告書」の提出状況を見ると、令和元年度においては7団体であり、平成30年度に比して提出団体数が大きく減少しており、かつ、提出団体以外は、提出の有無は不明である。

若葉土木事務所における最新の調査では、「提出していない」と回答したのは2団体、「提出したと思う」と回答したのは1団体、残り15団体は「提出したか不明」という回答を得ている。提出していないとする2団体を除く16団体のうち、提出したとする1団体を除けば、15団体の報告書提出状況は、不明のままである。

実施要領からは、活動報告の提出は任意ではなく、仮に、活動がなかった場合でも、活動がなかった旨を記載して報告すべき趣旨であると解される。

また、ちばし道路サポート制度の活動に際して市が支援するゴミ袋等については、支給を受けた団体からの活動実績報告書やゴミ回収実績との照合までは実施されていない。

##### 【結 果：指摘】

令和元年度の「活動実績報告書」の提出の有無不明分の取扱いについては、曖昧なまま放置することなく、監査実施過程で行われたような報告書提出に係る追跡調査を実施するなどして、道路サポーターから提出があった「活動実績報告書」の適正な文書管理を徹底されたい。

### 【結 果：意見 1】

「活動実績報告書」の提出未済の団体に対しては、制度の趣旨を踏まえた説明を行うとともに、令和2年度から新たに実施されている表彰制度の趣旨を積極的に説明する等、「活動実績報告書」の提出を促進するような取組を要望する。

なお、上記のとおり、若葉土木事務所が行った電話確認（令和3年1月）に際しては、口頭にて令和元年度・令和2年度の活動概況を聴取し一覧表にとりまとめていることや令和2年度の「活動実績報告書」提出の依頼要請を併せて行っていることを確認した。

### 【結 果：意見 2】

ちばし道路サポート活動実施に際してのゴミ袋等の支援品支給に際しては、単に支給枚数の受払簿の記録にとどまらず、支給を受けた団体の活動実績報告書やその内容と照らして、合理的であるか否か、合理性に欠ける場合には、利用状況を確認する等、不正支給とならないような牽制の取組を要望する。

### ③ 道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について [指摘：1件、意見：1件]

#### 【現 状】

道路等の簡易な維持・修繕については、ちばレポや通報、日常の道路パトロール等による情報に対して、維持建設課維持班の技能労務職が直営工事として実施する場合と、業務委託として民間事業者へ委託する場合がある。

若葉土木事務所での令和元年度の要望等処理件数は、2,745件であったが、そのうち、維持班が対応したもの（直営処理）は2,343件であった。

若葉土木事務所においては、全体で毎年3千件前後の事案に対応しているが、一方で、道路瑕疵に伴う事故の発生・賠償金の支払も生じている。道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の賠償金支払い実績については、全14件と発生件数が多い年度であった（平成30年度の同件数は1件）。

#### 【原因・問題点】

##### ア. No.2（本編掲載の一覧表参照。以下同様。）の事案について

道路用地内の樹木の枝が車道にせり出た状態であったところ、樹木の枝が道路上に落下し走行中の車両と接触したことによる事故であった。被害者側の回避可能性はなく、市側の責任により賠償となっている。本事案については、事前通報による現地確認の際の経緯・判断プロセスの記録が残されていなかったため、緊急性を認識しなかった判断が不明瞭であり、適正性を確認することができなかった。

##### イ. No.3の事案について

道路用地内の樹木が倒れたことにより、隣接地に設置されていたフェンスをなぎ倒したことによる事故であった。被害者の休業日に生じた事故であり回避可能性は

なく、市側の責任により賠償となっている。

このような、いわゆる赤道・青道と呼ばれる道路用地については、遊休地のような状態であるがゆえに、樹木等の管理が全く行き届かず、上記のような事故発生の可能性があるという点に鑑みると、注意深くリスクを識別・把握する活動を検討すべきであると考えます。

#### ウ. 年度繰越の事案について

上記記載のほか、事故発生は令和元年度であるが、賠償支払いが令和2年度となった事案があった。当該事案は、令和元年9月の台風15号の大雨を原因とする事故である。被害額高額につき、道路賠償保険にて補填されない部分については、市の実質的な負担として支出されている。

本事案についての平成30年12月の通報から、事故発生までの対応状況を確認したところ、詳細な記録書面は作成されていなかった。

#### 【結果：指摘】

通報・パトロール等により入手した情報に基づき道路の不具合等に対応する際の、対応の見送り、所定の協議・準備の経緯、判断等の業務プロセスについて、記録・報告を行う旨の明確なルールとして、業務マニュアル整備・運用を検討されたい。

#### 【結果：意見】

いわゆる赤道・青道と呼ばれる道路用地については、その状況の把握・管理を日常的に行うことは困難な状況にあると推察される。しかし、道路瑕疵の可能性を勘案し、道路台帳システム整備の担当部署である路政課とも連携して、ちばレポの情報等の積極的な活用や、維持班のパトロールの工夫やその情報等、把握・管理を進めることを要望する。

#### ④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について [指摘：4件、意見：1件]

#### 【現状】

道路の応急補修等用の原材料等に係る原材料等の在庫状況は次のとおりである。

【原材料等在庫一覧】

(単位：円)

No	製品名等	規格	単位	単価	概算数量	概算金額	契約形態
1	常温合材（エムコール）	20kg	袋	2,090	50	104,500	単価契約・随意契約
2	モルタル（鹿島ドライモルタル）	25kg	袋	1,100	8	8,800	単価契約・随意契約
3	モルタル（ハイジャスター）	25kg	袋	4,620	6	27,720	単価契約・随意契約
4	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントVR）	20kg	缶	14,040	1	14,040	単価契約・随意契約
5	超速硬性コンクリート補修材（ペイブメントMR）	20kg	缶	13,500	3	40,500	単価契約・随意契約
6	セメント（四国化成マサドミックス）	25kg	袋	2,750	16	44,000	単価契約・随意契約
7	常温合材（エースパッチ 細密型）	20kg	袋	2,310	8	18,480	単価契約・随意契約
8	融雪剤（塩化カルシウム）	25kg	袋	2,970	700	2,079,000	単価契約・随意契約
計					792	2,337,040	

注：令和2年11月調査時点の現況

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成



### 【原因・問題点】

上記のとおり、道路の応急補修等に使用する原材料等は、応急的に使用するため単価契約により臨機応変に発注し、納品されて使用に供することが前提となっている。しかし、若葉土木事務所においても、実際には恒常的に在庫を有しており、その量も組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により発注が行われていることが現状である。

この事案の問題点は、中央・美浜土木事務所の項で記載しているため、省略する。

### 【結 果：指摘1】

若葉土木事務所調達する道路維持補修等の原材料や消耗品に係る物品出納に関して、「購入後直ちに消費するもの」（千葉市物品会計規則第 27 条第 6 号）ではないことが現場往査により確認することができた。そのため、原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい（同規則第 46 条及び別表第 6）。

### 【結 果：指摘2】

千葉市決裁規程により若葉土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を若葉土木事務所として実施するよう、手続きを整備されたい。

### 【結 果：指摘3】

契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には書面で行われず、口頭でなされていた。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は書面により実施されたい。

### 【結 果：指摘4】

常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要があるため、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。

### 【結 果：意見】

消耗品出納簿により記録された帳簿在庫については、定期的に実在庫との照合を実施し、その実在性を確認することを要望する。

## ⑤ 固定資産管理の適正性：売払処理について [指摘：1件、意見：1件]

### 【現 状】

直営工事による道路の補修実施に際しては、各種機材を使用しており、若葉土木

事務所においても備品として備置されている。その中の一つであるグレーダ（大型特殊自動車）については、道路維持作業において使用する作業機会が少なくなったことを理由として、売払処分の手続きが進められていた。

#### 【原因・問題点】

不用品処理については、令和2年6月の物品処理伺書において、不用申請（売払）が起案されており、同月において承認がなされていたが（令和2年6月25日付け）、上記のとおり備品台帳の登録は従前のままとなっていた。

備品を売却等により処分するためには、不用の決定をして不用物品とする必要があるが（千葉市物品会計規則第43条第1項及び第3項）、実務上、備品台帳からの抹消手続きをどの段階で実施することが適切であるか、明確な規定を把握することができない。

また、令和2年度の歳入予算見積りににおいては、中古品としての売却価値があるものとして4,400千円が計上されていた。この歳入予算の設定は会計室の通知（平成18年12月5日付け「不用物品の売払処分事務について（通知）」）に記載されている「売払においては、中古品としてではなく、スクラップを原則とすること」という指示に沿わない歳入予算の設定であった。

#### 【結 果：意見】

不用申請の物品処理伺書が決裁された後、備品台帳からの抹消手続きがどの段階で実施されるのかについて確認し、備品の現場管理と台帳管理の適切な対応関係を把握するよう要望する。

#### 【結 果：指摘】

車両の売却に係る予算の積算を行うに当たっては、令和元年度の当初予算で積算したような中古車としての積算ではなく、千葉市物品会計規則等の規定の趣旨を踏まえて、鉄スクラップとして予算の積算を行う必要があり、今後、同様の事務処理に当たってはマニュアル等に今回の事例を明確に追記するなどして、所内に周知されたい。

## 2-4. 緑土木事務所の監査結果

### (1) 概 要

#### ① 組織及び人員

#### ② 事務分掌

### (2) 監査手続

### (3) 監査結果

#### ① 道路占用申請事案の事務処理について [指摘：1件、意見：1件]

#### 【現 状】

令和元年度の道路占用許可件数は513件である。当該システム上の帳票である進

捗状況管理表（管理者）を閲覧したところ、工期を過ぎているにもかかわらず、完了提出・完了受付・検査日・検発日・備考欄が空欄となっている案件が130件程度見受けられた。次に、道路管理センターシステム参加者以外については、申請は全て紙ベースで実施されており、土木事務所に来庁して申請する方式である。令和元年度の道路占用許可件数は106件である。完了届未提出となっているものは8件であるということであった。

#### 【原因・問題点】

完了手続未了の占用許可案件に関しては、道路瑕疵の責任関係（損害の負担等：同規則第8条、第17条第1項）が不適切なまま事業者を負わされている状態である点が問題と考える。また、道路管理センターシステム参加者以外の紙ベースでの管理については、申請案件1件ごとの管理であり、一覧性に乏しい管理手法であることから、道路占用期間終了後の完了報告と検査依頼等が適正になされているかどうかを適時かつ網羅的に把握できないことに問題がある。

#### 【結果：指摘】

道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。

#### 【結果：意見】

道路占用制度に係る今後の事務処理をより効果的、効率的に実施するために、道路管理システムの絞込み機能を最大限活用することを前提とした事務処理マニュアルを再整備するよう要望する。また、紙ベースでの道路占用申請案件の進捗管理については、当土木事務所の事務処理体制が許す範囲で、申請処理状況を一覧することができる進捗管理票を電子ベースで作成し、情報を共有するなどを前提とした事務処理マニュアルを整備するようよう要望する。

### ② ちばし道路サポート制度に係る事務処理について [意見：2件]

#### 【結果：意見1】

ごみ袋の適正な受払管理のため、受払管理のための様式を整備して、適正に運用することを要望する。現年度における適正な在庫管理を実施することや過年度の出納記録として後年度に活用するためにも年度間で統一した受払管理が可能な様式を定めることにより、秩序正しく編綴することができるようになることが必要と考える。

#### 【結果：意見2】

活動報告を提出していない団体のうち、活動実績がない団体については、今後の活動計画等を確認したうえで、取消しの対象にするかどうかを判断するよう要望する。また、活動実績があるにも拘らず市へ活動報告を提出していない団体には、活動報告の趣旨を説明し、協力してもらう努力を行うよう要望する。

③ 道路上の放置自動車及び放置自転車等の指導・撤去について [意見：1件]

【結果：意見】

現場調査での手書きのデータを土木事務所で改めてエクセル表に入力してリスト化する業務を、将来はICT化することで、現場調査のデータをそのまま一覧化して進捗管理を実施することができる手法を検討するよう要望する。

④ 在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について [指摘：4件、意見：1件]

【現状】

道路の応急補修等用の原材料等に係る原材料等の在庫状況は次のとおりである。

【原材料等在庫一覧】

(単位：円)

No	製品名等	規格	単位	単価	概算数量	概算金額	契約形態
1	常温合材：標準（エムコール）	20kg	袋	2,090	22	45,980	随意契約・単価契約
2	常温合材：細粒（エムコール）	20kg	袋	2,750	13	35,750	随意契約・単価契約
3	常温合材：雨用（エムコール）	20kg	袋	2,640	12	31,680	随意契約・単価契約
4	融雪剤（塩化カルシウム）	25kg	袋	2,310	405	935,550	随意契約・単価契約
5	乳剤（ドラム缶）		缶	22,000	1	22,000	随意契約・単価契約
6	エッジスプレー		缶	1,100	7	7,700	随意契約・単価契約
計					460	1,078,660	-

注1：原材料等の在庫の数値は、令和2年11月調査時点の現況である。

注2：常温合材及び塩化カルシウムは、令和元年度までは随意契約であったが、令和2年度から制限付き一般競争入札等に変更されている。

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

【原因・問題点】

緑土木事務所においても、実際には恒常的に在庫を有しており、その量も組織や職員の経験的な知見により、ある程度感覚的な判断により発注が行われていることが現状である。

この事案の問題点は、中央・美浜土木事務所の項で記載しているため、省略する。

【結果：指摘1】

道路維持補修等のための原材料等で調達した消耗品の適正な出納管理を行うために、物品取扱員等が備えなければならない帳簿としての消耗品出納簿を備え置き、土木事務所の実態に合った受払のタイミングで、適時適切に記帳等を実施されたい（同規則第46条及び別表第6）。

【結果：指摘2】

千葉市決裁規程により緑土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を緑土木事務所として実施するよう、手続を整備されたい。

### 【結 果：指摘3】

契約相手方に対して常温合材や融雪剤を含め、原材料等を個別に発注する際には口頭でなされている。債権債務の総額を確定する発注行為に関して口頭で行うことが適正であるとは考えられないため、当該発注行為は、少なくとも書面により実施されたい。

### 【結 果：指摘4】

常温合材や融雪剤の納品に際して、そもそも実際の発注が口頭によるものであり、書面で行われていないため、契約に記載されている数量でしか確認することができないものと考えられる。しかし、本来の納品検査は、書面での発注書と比較する方法で、納品された常温合材の実際の数量と納品書に記載された数量とを照合してその適正性を検査する必要がある、このような正式な納品検査を今後は実施されたい。

### 【結 果：意見】

緑土木事務所においては、その管理する原材料等の在庫に関して、定期的に在庫数量を確認し、消耗品出納簿の帳簿有高と実在庫数との照合等を実施するよう要望する。

### ⑤ 受託事業者の収入印紙の貼付金額誤り及び貼付漏れについて [意見：1件]

#### 【結 果：意見】

契約締結時において、受託事業者が負担する印紙税額であっても、貼付されている収入印紙の金額が適切か、収入印紙の貼付漏れがないかどうかの確認を更に徹底するよう要望する。そして、誤りを発見した場合には、契約当事者として必要な助言を行い、適正な収入印紙が貼付されるように誘導していくことを要望する。

## 3. 土木保全課の監査結果

### (1) 概 要

#### ① 組織及び人員

#### ② 事務分掌

### (2) 監査手続

### (3) 監査結果

#### ① 第3次実施計画における計画事業の進捗状況について

#### 【現 状】

第3次実施計画最終年度である令和2年度において未達成（見込み）となっているものは次に列挙する事業である。

- i 橋梁の耐震化
- ii 柏井橋の橋梁架替
- iii 亥鼻橋の橋梁架替
- iv 歩道の改良

#### ア. 橋梁の耐震化事業について [意見：1件]

##### 【現 状】

第3次実施計画における「橋梁の耐震化事業（事業No. 272203）」については、平成29年度からの3箇年で5橋の耐震化が予定されていたが、事業完了は1橋（真砂大橋）、未達成（見込み）が4橋となっている。

##### 【原因・問題点】

JR橋梁の耐震化は、当初計画の令和2年度完了から最終完了予定の令和9年度と、7年後への計画変更となり、大幅な遅延となっている。これは、対象橋梁が鉄道の車両基地内に位置している関係上、工事施工において事業委託先であるJR側との調整が難航したことに起因している。

##### 【結 果：意見】

JR橋梁の耐震化事業のように、特定事業者の協力が不可欠であり、かつ、特殊な環境下での事業実施が想定される場合、事業の初期段階から合理的で実現可能性の高い、現実的な工程を協議・確定するために、業務の進め方に係る事務処理手順書等のマニュアルへ、具体的な事例としての工事特性に係るリスク分析やその対応策を明記する等、今後の事業遅延の防止対策を充実することを要望する。

#### イ. 橋梁の架替事業（柏井橋、亥鼻橋）について [意見：1件]

##### 【現 状】

橋梁長寿命化修繕計画においては、柏井橋は令和2年（2020年）、亥鼻橋は令和5年（2023年）完成予定として計画されていたが、現在の進捗においては、柏井橋は令和3年度末供用見込み、亥鼻橋については令和7年度末供用見込みとなっている。柏井橋の工事現場隣接者家屋の変状については、工事着手後に隣接者より申し出があり、立会した結果、ひび割れ、傾き等が確認されたものである。

##### 【原因・問題点】

柏井橋における工事現場隣接者家屋の変状については、工事現場近隣への影響等について工事の過程で各種調査等も実施していたが、認識することができなかった。隣接者への計画説明等に際して、想定される状況のヒヤリングや現場立会等を詳細に行うことも必要であったと考える。

また、この他にも、当初予見できなかった状況の発生に伴い、工期の延長や工事の追加の変更が生じている。事業遅延の要因の把握・蓄積が進められているが、その過程において、施工上の問題発生を軽減し、計画どおりの実施を行う上での、きめ細やかな対応が求められていると考える。

##### 【結 果：意見】

今後の橋梁架替事業及び補修事業等において、計画に従って事業を遂行することができるよう、過去の事業遅延の要因について分析し、具体的事例を情報として蓄積し、引継ぎ、改善につなげていくことを要望する。

## ウ. 歩道の改良事業について [意見 : 2 件]

### 【現 状】

第3次実施計画における「歩道の改良事業（事業 No. 272207）」の中には、バリアフリー整備の取組があり、この取組については、別途「東京 2020 大会に向けたバリアフリー化の推進事業（事業 No. 272201）」との二事業として、第3次実施計画が策定されている。

### 【原因・問題点】

一般バリアフリー事業の段差解消の取組については、平成 30 年度に 6 件、令和元年度はゼロ件となっており、東京 2020 大会バリアフリー事業と比較した場合、やや均衡に欠けた実施状況である。また、バリアフリー事業全般については、道路特定事業計画の改定時に実施された、身障者団体によるまちあるき点検の実施（平成 22 年 11 月実施）以後実施がないということであった（令和 2 年 11 月時点）。

### 【結 果 : 意見 1】

東京 2020 大会バリアフリー事業は大会開催までに完了を要する緊急性のある事業という特殊性があったが、今後の実施計画事業の取組に際しては、実施計画策定時の趣旨を踏まえ、特定の事業に偏ることなく事業全体の進捗の均衡を勘案した進行管理を行うよう要望する。

### 【結 果 : 意見 2】

バリアフリーの整備計画に基づく事業の実施に際しては、計画策定時だけでなく、計画に従った目標年次においても事業効果の検証を行い、事業内容の改良に反映するよう要望する。

なお、外部監査の過程において、令和 2 年 12 月 7 日に「まち歩き点検（都賀地区）」が実施されたことを確認した。現在の道路特定事業計画の実施期間が令和 2 年度までとなっていることを受け、現在、新たな計画策定を検討している中で実施され、今後のバリアフリー整備計画への反映が検討されているということである。

## ② 駅自由通路の点検業務について [意見 : 1 件]

### 【結 果 : 意見】

駅自由通路の維持管理計画策定に際しては、今後の業務委託においても委託先事業者の実施可能性を十分考慮し、適時に実施可能な計画の策定及び事業開始後における適時、適切な進捗の管理・計画の見直しを実施するよう要望する。

なお、外部監査の過程において、令和 3 年 3 月末の駅自由通路維持管理計画策定に向けた、委託先事業者 J R ㈱との間の協議内容の説明を受け、令和 2 年 12 月及び令和 3 年 1 月における協議において、J R ㈱内の駅舎点検計画との同時施工の検討や年度完了が困難と予測される施工については、当初より 2 か年計画とする等、効率性や実現可能性を考慮した検討がなされていることを確認した。

### ③ 交通安全施設の充実事業について [意見：1件]

#### 【結果：意見】

通学路の安全対策としての合同点検及び通学路のカラー化の取組は、千葉市内の全ての小学校を対象としており、関係者との調整や予算との関係上、複数年にわたって実施されていく事業である。当該取組に係るPDCAサイクルを着実に進め対策内容の実効性を高めるため、関係部署間の情報共有を適時、適切に行い、対策の効果や問題点を把握し、また、検証実施による入手データをより詳細に分析する等、より効果的に事業を実施することを要望する。

### ④ 歩道橋ネーミングライツ事業について [意見：2件]

#### 【結果：意見1】

ネーミングライツ事業については、上述のとおり第3回目の新たな取組により、今後ネーミングライツパートナーの増加も想定されるため、ネーミングライツ料の事務処理においては、法人名称及び代表者の変更が行われている場合等、通知及びその関連文書における名称・代表者の表記において、整合性のある取り扱いをするよう、事務処理マニュアル等に追記して周知することを要望する。

#### 【結果：意見2】

ネーミングライツパートナーが増えることにより、他の事業者が日常的に広告を目にする機会が増え、その結果、ネーミングライツ事業がより広範に周知され、次の応募へつながるといった効果があると考えられる。より多くのネーミングライツパートナーの応募を如何に促すかという点については、第3回での試みにとどまらず、他の政令市等の例等も参考として調査し、事例集等として情報を蓄積して共有する等、今後も更なる改善を要望する。

### ⑤ 固定資産台帳登録について [指摘：1件]

#### 【現状】

千葉市においては、平成19年度決算より固定資産台帳を整備しているが、土木保全課では、管財課の依頼のもと、毎年「固定資産台帳増減調査票（以下「調査票」という）への記入回答を行っている。そこで、橋梁架替事業（柏井橋、亥鼻橋）の橋梁工事（令和元年度事業）に関して、平成30年度事業（工事）は、平成30年9月に受託業者への中間金支払い後、工事の延期が決定したため、令和元年度へ繰越されることとなり、固定資産台帳上は、中間金支払額が「建設仮勘定」として計上され、令和元年度へ繰越されていた。

#### 【原因・問題点】

橋梁架替事業のうち、柏井橋については、平成30年度中に受託業者への中間金（102百万円）支払い後、一部工事の取止めを決定したことに伴い、中間金の支払いの一部（約35百万円）について市への返金収納が生じている。その結果として、平成30年度中の支出額は、約66百万円（102百万円－35百万円）となっていた。



したがって、固定資産台帳における平成 30 年度の建設仮勘定の金額についても、約 66 百万円を計上し、令和元年度へ繰越すべきであった。しかし、当初の 102 百万円として計上・繰越が行われており、中間金の支払いの一部（約 35 百万円）の返金収納額が反映されていないこととなっていた。

**【結 果：指摘】**

柏井橋の橋梁架替工事に係る平成 30 年度の中間金の当初支払い額(102 百万円)の一部(35 百万円)が、工事の一部取止めにより返金収納された場合、中間金の支出と関連させて返納の事実を正確に反映させることができるよう、特に留意が必要な固定資産台帳への適正な取得価額の登載として、土木保全課における事務処理手順等に明記し、全庁的な固定資産台帳主管課に共有することを検討されたい。なお、土木保全課からはこの返金収納額については、事業完了時において、建設仮勘定から工作物に振り替える際に適正に反映するという回答を得ている。

**⑥ 橋梁データ管理について [意見：1 件]**

**【結 果：意見】**

橋梁長寿命化修繕計画の推進に際し、橋梁データの有効的活用、データ管理作業の効率化、さらには、将来への情報の引継ぎの視点からも、橋梁データに関する ICT 化について、検討することを要望する。

**4. 路政課の監査結果**

**(1) 概 要**

- ① 組織及び人員
- ② 事務分掌
- ③ 第 3 次実施計画上の事務事業の概要

**(2) 監査手続**

**(3) 監査結果**

**① 第 3 次実施計画における計画事業の進捗状況について [意見：1 件]**

**【結 果：意見】**

実施計画に登載して進行管理する事業を選択する際は、路政課が所管している事務事業のうち、事業者が求める道路情報の機能として、より正確で、より効果的、効率的な活用に寄与する事務事業を選択するよう要望する。特に、道路境界確定情報一元管理システムの構築及び道路区域線測量業務等については、計画と実績を対比して進行管理の対象とすることは事業者等の立場からは重要性が高いものと考えられる。

**② 道路台帳への道路情報の登載について [指摘：1 件]**

**【現 状】**

路政課では、市道の新設、開発行為の帰属及び既存道路の改良工事などに伴い、

道路法に基づき議会の議決や道路区域変更の手続きを行った後、道路台帳登載のため、必要なデータを作成し、道路管理システムのデータ修正を実施している。それらの業務は適時、適切に行わなければならない。

#### 【原因・問題点】

毎年度、道路台帳へ登載する道路の中には、極めてまれに実際には供用している道路であっても、道路台帳への登載が漏れていたものが見受けられる。

例えば、次の3つの道路に関して、道路台帳の修正が漏れていたか、又は道路境界確定協議が成立していなかったために、区域線の整備が部分的に残っているなどの理由で、道路台帳等の整備が遅れていた。

ア. 長沼原 14 号線 : 39.40m

区域変更日[平成 25 年 11 月 22 日]、供用開始日[平成 25 年 11 月 22 日]

イ. 小倉第 164 号線 : 7.5m

区域変更日[平成 20 年 3 月 11 日]、供用開始日[平成 20 年 3 月 11 日]

ウ. 小倉第 165 号線 : 11.50m

区域変更日[平成 20 年 3 月 11 日]、供用開始日[平成 20 年 3 月 11 日]

これらの道路情報の一部登載漏れは、現況平面図の作成や道路台帳の作成等を伴うものであり、結果として、道路の現況を正確に反映しているものではなかったものと判断される。

#### 【結 果：指摘】

道路台帳の利用者にとって有用な情報としての道路台帳に一部登載漏れがある場合、正確な道路情報に基づく事業の実施に支障をきたす危険性が内在しているものと考えられる。また、道路台帳の情報は普通交付税交付金の算定に当たり、基準財政需要額の基礎係数になるものであり、一部の延長距離とはいえ、重要な情報であると考えられる。以上のことから、重要な情報の登載漏れがないよう、現在の道路台帳更新に係る事務処理手順等への事例の追記等を行い、組織内で注意喚起をし、その情報の共有及び履行を徹底するなど、土木事務所を含む道路建設及び改良担当部門と連携を強化して、正確な情報に基づく道路情報の適時、的確な登載に心がけられたい。

#### ③ 改良工事完成後の道路台帳への登載について [指摘:1 件、意見:2 件]

##### 【現 状】

##### ア. 道路台帳データ作成業務委託について

令和元年度の道路台帳データ作成業務委託の中に、道路台帳データ作成業務委託(31-1)(履行期間:令和元年6月18日~令和元年9月30日、原契約額:8,964,000円)があり、2回の設計変更が生じていた。そのうち、第2回目の設計変更では、2級基準点及び3級基準点測量の追加等があった。当該追加分の成果を検査する際には、受注者から測量成果の検定を実際に受けている証明書(公益財団法人日本測

量協会発行の「検定証明書」2019年10月31日付け)を入手していたが、所管課による検査時点ではまだ発行されていなかった。

#### イ. 改良工事完成後の道路台帳への登載時期について

道路の改良工事が完成したときには、道路建設部門が既存道路の改良工事を発注して工事を行い、竣工検査を経たのち、道路台帳への登載を行うこととなる。道路工事に伴う道路の修正情報が、地形図の修正として道路管理システムに反映され(年度に1回)、その翌年に、年度に2回、路政課によって道路台帳修正業務として、道路台帳の修正が行われることとなっている。したがって、道路の地形の修正を道路台帳に反映するには、1年から2年程度は時間的にかかっていることとなる。

#### 【原因・問題点】

#### ア. 道路台帳データ作成業務委託について

道路台帳データ作成業務委託の成果を検査するためには、測量成果の検定に係る証明書を入手し、測量成果の検定結果を検証する必要があるが検査時点ではまだ発行されていなかった。

#### イ. 改良工事完成後の道路台帳への登載時期について

道路の現況を正確に反映した情報を道路台帳へ修正し登載する業務は適時、適切に行われなければならない(道路台帳の組成項目としての調書及び図面は、その記載内容に変更があった時は、すみやかにこれを訂正されなければならない(道路法第4条の2第5項)。

道路建設課から路政課へ用地移管がなされていないとする9路線のうち、園生町111号線外1路線に関しては、工事完了通知書の提出漏れなどの理由により、修正が完了していないことが分かった。

#### 【結 果：指摘】

道路改良工事等が完成し、完成検査も終了して供用された道路に関しては、路政課として、道路建設部門の完了通知漏れのリスクも考慮して、問い合わせ等の調査を行い、道路工事に伴う地形変更等の情報を、道路管理システムや道路台帳に適時、適切に登載されたい。

#### 【結 果：意見1】

道路改良工事等が完了した道路の現況を示す情報を道路台帳へ正確に、適時、適切に登載することは、それらの新しい道路情報を活用する事業者にとって、有用な情報を提供する業務であるため、道路台帳への道路改良工事等の情報登載に係る現在の仕組みとして、1から2年間のタイムラグがある現状を改善する新たな仕組みを検討するよう要望する。その間、道路台帳情報を利用する事業者へは、更新された、正確な道路台帳に係る情報を提供する仕組みも検討するよう要望する。

#### 【結 果：意見2】

業務委託の成果を検査する際には、受注者から測量成果の検定を実際に受けてい

る証明書（公益財団法人日本測量協会発行の「検定証明書」2019年10月31日付け）を事前に入手し、測量成果の検定結果を検証し、その判断結果を記録するよう要望する。

## 第2節 道路部監査対象課の監査結果

### 1. 自転車政策課の監査結果

#### (1) 概要

- ① 組織及び人員
- ② 事務分掌
- ③ 第3次実施計画上の事務事業の概要
- ④ 自転車等駐車場の状況について
- ⑤ 保管場の状況について
- ⑥ 自転車等撤去台数の推移について

#### (2) 監査手続

#### (3) 監査結果

- ① 場内放置に対する料金徴収のあり方について [指摘：1件]

#### 【現 状】

精算機のない駐輪場内において、駐輪されている自転車等に一時利用券が巻き付けられていなかったり、適切な定期利用票が貼付されていなかったりする場合は、警告の対象となり、2度の警告を経てもなお利用者が現れず利用料金が納付されない場合には、撤去の対象となり、エリアごとに事前に決められた撤去日に保管場へ移動されることになる。また、精算機のある電磁ラック式の駐輪場については、最長14日間まで利用できる決まりとなっており、15日以上駐輪は場内放置とみなされる。具体的には、7日間駐輪で1回目の警告、14日間駐輪で2回目の警告となり、15日目から撤去の対象となる。

ここで、場内放置自転車等として、駐輪場から保管場へ移動された自転車等については、駐輪場に駐輪していた時の利用料金が全てリセットされるという事務の運用が行われている。

#### 【原因・問題点】

当該事務運用については、利用料金を適切に支払って駐輪している利用者との間の公平性に問題があることも事実である。自転車政策課においては、メリットとデメリットのバランスを検討した結果として、現状の事務運用に落ち着いたものと考えられるが、条例・規則等の明文規定がない現状のもとでは、駐輪場から保管場へ移した事実をもって、駐輪場に駐輪していた時の利用料未収債権を自動的に消滅させることについて客観的な根拠は見出し難い。

**【結 果：指摘】**

駐輪場から保管場へ移動された自転車等について、駐輪場に駐輪していた時の利用料金を全てリセットすることについて、暗黙のルールとして運用するのではなく、条例・規則等の規定に明文化されたい。

**② 無申請利用に対する料金徴収のあり方について [指摘：1件]****【現 状】**

現場往査時に、複数の管理棟の管理者に確認したところ、無申請利用については、管理者側では、無申請での駐輪について、防犯登録番号を控えており、駐輪日、日数について証拠の記録を残しているが、利用料を事後的に請求することはないという実態を把握した。自転車政策課によると、一時利用の場合には、「指定自転車駐輪場への入場の際整理に要する費用を納付する」と規定されていること等からいずれも事前の納付が前提となっている（「千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第10条第4項・第5項）ということであった。

**【原因・問題点】**

管理者不在時に駐輪し、管理者不在時に持ち帰ることによって料金を支払わずに駐輪場を利用することが可能な状況にあることは問題である。いかなる理由による無申請利用であっても、利用料を事後的に請求することも受け取ることもできないとするのは、形式的すぎる解釈である。現状の事務については、警告を複数回受けているような利用者に対して事後的に利用料を請求することもなく、何らペナルティもないという現状は、利用者間の公平性の観点から改善することが望ましい。

**【結 果：指摘】**

「千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第10条第4項「ただし、市長が認めるときは、この限りではない」の規定を解釈して、事後精算を容認する事務を導入するよう検討されたい。

**③ 一時利用料金の設定について [意見：1件]****【結 果：意見】**

千葉県においても、利便性に応じた一時利用料金の見直しを検討するよう要望する。また、利便性に応じた利用料金の見直しに併せて、消費税増税分の転嫁についても検討するよう要望する。なお、消費税増税分の転嫁については、定期利用料金や保管手数料も含めて消費税増税分の転嫁が行われていない料金について広く検討するよう要望する。

**④ 保管手数料の設定について [意見：1件]****【結 果：意見】**

自転車等利用者に駐輪場の適正利用をより一層促すというインセンティブの観点から、また、撤去コストの適切な転嫁という経済合理性の観点からも、保管場の手数料の値上げを検討するよう要望する。

⑤ 放置自転車等の撤去予定日のスケジュールリングについて [意見：2件]

【結果：意見1】

撤去方法や撤去予定日時について容易に予測できないような計画のあり方を検討するよう要望する。

なお、自転車政策課においては、本意見を受けた後、即時に対応を行い、現在においては、撤去予定日時について容易に予測できないような計画に変更済みであることを付記する。

【結果：意見2】

事前に計画した一斉撤去日以外であっても、例えば、軽トラック等を使用して一度に少数であってもランダム的に撤去活動を実施できるよう、事務の運用ルールの見直しも含めて検討するよう要望する。

⑥ 自転車駐車場の管理運営に係る指定管理者制度の導入検討について [意見：1件]

【現状】

千葉市では、現在、市営駐輪場の管理運営について指定管理者制度を導入しておらず、全ての市営駐輪場について業務委託を活用した直営で管理運営を行っている。

「第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画～ちばチャリ・Pプラン～」の「基本方針1」における代表的な取組みとして、「駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討」が挙げられているが、計画策定から5年近くが経過した現時点においても、市営駐輪場に係る指定管理者制度の導入については、具体的な検討が進捗していないのが現状である。

近年では、駐輪場の管理・運営は民間が参入可能なレベルで市場化が図られており、また、行政の側でも、民間のノウハウを活用して利用者満足度の向上を図りつつもコストの削減を同時達成すべく指定管理者制度の導入が進んでいる。このような背景から、市営駐輪場の管理運営業務については多くの地方公共団体で、指定管理者制度への移行が進んでいる。特に政令市レベルでは、有料の市営駐輪場について指定管理者制度を全く導入していないのは、千葉市以外では仙台市と横浜市のみである。

【原因・問題点】

自転車政策課では、市内業者を対象に指定管理者の選定の可否について過去に検討したことはあるものの、採算性等の観点から難しいと判断し、それ以降具体的な話は進んでいないということであった。

近隣の政令市の事例として、川崎市では、市を3つのエリアに分割し、それぞれ指定管理者を選定している。指定管理者は独立採算で利益を上げており、利益の一部を市に還元している。千葉市においても、例えば、千葉エリア、稲毛エリア、海浜幕張エリア、その他エリアのように複数のエリアに分割し、独立採算が見込めるエリアについては指定管理者制度に移行しつつ、採算が全く見込めないものの公益

性の観点から維持する必要がある駐輪場については直営を継続するという方法も考えられる。指定管理者制度を導入することで、利用者目線でのサービスレベルの向上が期待できると考えられる。

#### 【結 果：意見】

民間の自転車駐車場経営ノウハウを活用した利用者満足度の向上と財政支出の削減の同時達成、さらには直営職員の専門業務への注力・働き方改革のために、自転車駐車場の指定管理者制度の導入を本格的に検討するよう要望する。なお、指定管理者を選定するにあたっては、市内をいくつかのエリアに区切って、エリアごとに選定することが現実的であると考えられる。

#### ⑦ 駐輪場ごとの収益性の管理について [意見：1件]

##### 【結 果：意見】

まずは、委託事業者からの業務報告書をエクセルファイル等のデータ形式で入手し、一時利用料、定期利用料等の収入を駐輪場ごとに集計するとともに、業務委託費や賃借料等の自転車駐車場維持管理費を駐輪場ごとに直課又は適当な基準で配賦することにより、駐輪場ごとの収支状況を把握するよう要望する。また、直営職員の人件費や建物、構築物、機械装置、器具備品等の減価償却費についても試算したフルコスト情報で駐輪場の収益性を把握するよう要望する。

#### ⑧ 土地の効率的な活用について検討すべき事例について [意見：3件]

##### 【現 状】

現場視察を実施したところ、新検見川駅第1駐輪場、新検見川駅第3駐輪場及び検見川浜駅第2駐輪場について、土地の効率的な活用について検討すべきと考えられる事例が発見された。

##### ア. 新検見川駅第1駐輪場

新検見川駅第1駐輪場は、1,184 m<sup>2</sup>という広大な面積であるが、利用が少なく、スペースの相当部分が遊休化している。定期利用のみで、登録率は40%であるが、数字以上に閑散としている印象を受けた。当該駐輪場用地は、民間（個人）から賃借しており、年間10,455千円の賃借料を支払っている。また、契約期間は3年間であり、直近では、令和2年4月1日から3年間の賃貸借契約を締結している。

##### イ. 新検見川駅第3駐輪場

新検見川駅第3駐輪場は、JR新検見川駅から至近に位置しているにもかかわらず、利用が少ない。新検見川駅南口エリアの特徴として、本駐輪場に接する道路のすぐ南側は崖地であり、さらに、京成線の線路によっても隔てられているため、自転車で駅の近くまで行くためには遠回りして急な坂を上る必要がある。その上、定期利用料金は駅からの距離が主な決定要因であり、駅から近い駐輪場の利用料金は高く設定されている。本駐輪場の定期利用料金は1,200円/月であり、新検見川駅エリアの中では最も高い。駐輪場の利便性と価格を比較した場合、本駐輪場は割に

合わないと判断する利用者が多いことから、本駐輪場の登録率が低くなっているものと考えられる。

#### ウ. 検見川浜駅第2駐輪場

検見川浜駅第2駐輪場は、駅至近かつ1,845㎡という広大な土地であるが、登録率が著しく低い。現場視察した際にも、駅至近の整地された広大地の大部分が使われずに遊休化している状況であり、土地の活用方法として非常に勿体ないという印象を受けた。駅至近にも関わらず登録率が非常に低い原因としては、すぐ隣に立体で収容力の非常に高い第1駐輪場があり、現状では第1駐輪場によって駐輪ニーズが満たされていることによるものと考えられる。ただ、駅至近の広大地であることから、大型マンションや商業施設としてのニーズは大きいと考えられる。現状は土地利用の効率性に著しい問題があると考えられる。

#### 【原因・問題点】

市や民間によって駐輪場の整備が進んだことや、エリアによっては人口減少により自転車等の利用者が減少した結果、現在は駐輪場の「量」の問題は解消され、駐輪場の利便性や利用料金とのバランスといった「質」の問題に転換していると言える。今後の人口増加が見込めないことを考えると、現在利用が低迷している駐輪場の利用が今後大きく増加することは考え難いことから、今後の需要に備えて駐輪場のスペースを確保しておく必要性は低いと考えられる。

特に、上記の3件の事例については、いずれも土地の効率的な活用という点で問題がある。駐輪場としての利用効率の低い土地については、売却したり賃借を停止したりすることによって、利用者満足度を大きく損なうことなく、大幅な収入確保、費用削減を図ることができる可能性がある。なお、上記の駐輪場以外にも、同様の問題を有する駐輪場がある場合は、以下の【結果】で記載している改善措置を実施することが必要である。

#### 【結果：意見1】

新検見川駅第1駐輪場については、近隣に大型マンションが建設される予定がある等、今後の駐輪場利用者の増加を見込むことができる特段の事情がない限り、廃止又は縮小を検討するよう要望する。

#### 【結果：意見2】

新検見川駅第3駐輪場については、周辺の地形の特性から駐輪場として活用することは効率性が低いと考えられるが、JRの駅から至近のため、面積は広くないものの例えば店舗等としての利用価値はあると考えられる。本駐輪場は道路敷であることから、道路法に基づく道路占用方法の範囲内において、駐輪場以外の他の用途の可能性も含めて用地の利用促進策を広く検討するよう要望する。

#### 【結果：意見3】

検見川浜駅第2駐輪場については、廃止又は大幅縮小とし、余剰の土地について



は売却を検討するよう要望する。なお、売却の検討にあたっては、他機関や市関連部局と開発案件等の情報を共有する等の連携を図ることが望ましい。

⑨ 無料駐輪場の有料化を検討すべき事例について [意見：1件]

【現 状】

学園前第2駐車場の定期利用の登録率は極端に低い。これは学園前第1駐車場が無料であること及び学園前第2駐車場の定期利用料が1,800円/月と高額であることが原因と考えられる。第2駐輪場のある駅の東口が生活圏内である利用者も、あえて駅反対側の第1駐輪場を利用している実態が窺える。

【原因・問題点】

学園前第1駐輪場について無料としている理由を自転車政策課に確認したところ、学園前駅については、利用者の導線的に大多数が東口からの利用であり、駅の反対側（明德高校側）の駐輪場の利用数が少ないことから無料としている旨の回答を得た。しかし、駅前広場として整備工事がされており、電灯が設置され、白線が引かれている等、事実上、有料駐車場と同様のスペックを有しているにも関わらず、「利用者が少ないから」という理由で利用料を徴収しないのは、近隣の駐輪場利用者との公平性の観点や収入確保・財政健全化の観点から問題である。

【結 果：意見】

第1駐車場と第2駐車場の利用者の公平性の確保、並びに稼働率の低い第2駐車場の利用促進のために、学園前第1駐車場の有料化を検討するよう要望する。

⑩ 同一駐輪場内の利便性に明らかな格差のある事例について [意見：1件]

【結 果：意見】

第8駐輪場の一面にある明らかに条件のいいスペースについては、第8駐輪場と区分した上で、第8駐輪場よりも高い料金設定とすることを検討するよう要望する。

⑪ 盗難が多発する駐輪場の場内環境について [意見：2件]

【現 状】

稲毛駅第1駐輪場は千葉市内の駐輪場の中でも自転車の盗難件数が相当多い駐輪場である。これは、警察に届け出られた駐輪場内での自転車盗難事案の件数を、千葉市内の駐輪場の平均値と比較したデータから読み取れる事実である。

【原因・問題点】

割れ窓理論という環境犯罪学上の理論がある。これは、「建物の窓が壊れているのを放置すると、誰も注意を払っていないという象徴になり、やがて他の窓もまもなく全て壊される」という考え方から名づけられた理論である。本駐輪場の事例に照らして考えてみると、大きなクモの巣が放置されているような状況や雨漏りが補修されずに放置されているような状況下では、管理者が場内の状況について注意を払っていないと受け止められかねない。このような環境のもとでは、軽犯罪を犯す

者の心理として、罪を実行しようとする意識が高まると考えられる。

**【結 果：意見1】**

駐輪場内の人目につく場所のクモの巣を放置するようなことはあってはならず、日々の場内の清掃をおろそかにせず、場内を常に可能な限り清潔な状態に保つよう要望する。

**【結 果：意見2】**

稲毛駅駐輪場の雨漏りについては、利用者満足を損なっている点で問題であるため、JR側と協議し進捗に努めるよう要望する。

**⑫ 鉄道会社への自転車等駐車場運営経費の負担要請について [意見：1件]**

**【結 果：意見】**

市営駐輪場に係る負担の適正化のために、鉄道会社に対して、市営駐輪場の運営経費について一定の負担を要請することについて協議を行うことを検討するよう要望する。

**⑬ 個人情報の取扱いについて懸念される保管場事務の事例について [指摘：2件]**

**【現 状】**

誉田保管場における申請書類の取扱いについて現場の管理担当者に確認したところ、引取申請書についてはコピーを保管場管理棟で保管していた。

**【原因・問題点】**

引取申請書には氏名、住所、電話番号等の記載がある。個人情報の保護に配慮し、本来であれば申請書のコピーは控えるべきである。保管場の運営管理上、コピーを取ることが不可欠であれば不可欠な理由を明らかにし、廃棄する際には、シュレッダーにかける等の配慮が必要である。

**【結 果：指摘1】**

誉田保管場については、引取申請書のコピーは残さないよう、適切な事務の執行を徹底されたい。

**【結 果：指摘2】**

保管場の管理責任者及び管理担当者に対して、個人情報の取扱いについての教育研修を継続的に実施されたい。

**⑭ 移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について [指摘：1件 意見：2件]**

**【現 状】**

保管自転車等の売却のために、業者との間で、移動保管自転車等売却契約（単価契約）を締結し、業者は市から売却対象の指定を受けた自転車等を保管場所から搬出した上で、移動保管自転車等買取報告書を提出し、台数と単価によって算出された売却代金を、後日、市が発行した納付書において、納付期限までに納付することになっている。

## 【原因・問題点】

現状の移動保管自転車等売却契約においては、自転車等の搬出が先行し、売却代金の納付が後日になることから、自転車等が搬出されたにもかかわらず、納付期限までに売却先の業者から売却代金が支払われないリスクがあり、令和元年度末現在において次の2件の未収債権が存在する。

債権①：平成28年度発生で、132万8,252円の未収債権

債権②：令和元年度発生で、68万2,861円の未収債権

まず、債権①については、当初納期限は平成28年9月21日であったが、納付がなく、業者からの要望に応じて全5回分の納付書を送付し、2回分合計50万円の支払い以外は滞納されている。市は、平成30年3月2日債務調査票を作成し送付している。その後も、債務整理中という回答であり、現在まで法的手続き等は進んでいないのが実情である。

ここでの問題は次のとおりである。業者からの分納に応じる際に、履行延期の特約(地方自治法施行令第171条の6)の措置をとらず、納付書だけを送付している。また、業者の代理人から平成30年2月23日付で介入通知が送付され、翌月2日付で市から債権調査票を送付しているにもかかわらず、弁済案の提示や破産手続への移行等、債務整理の方針が1年半以上も明らかになっていない。

次に、債権②については、当初納期限は令和元年10月25日であったが、納付が確認できず、売却先の業者との間の交渉も不調であったことから、令和2年2月18日付で支払督促を申立、その後、業者から異議が申し立てられたことで、通常訴訟に移行し、業者の住所を管轄する簡易裁判所において同年6月3日付で和解に代わる決定が行われ、同決定に基づき令和2年7月から同3年3月までの分割払いとなっている。

ここでの問題は次のとおりである。支払督促の手続きをとった結果、相手方から異議が出たために通常訴訟に移行しているが、千葉県外の裁判所において、支払督促及び訴訟手続きがとられている。売却代金については、持参債務であるため、当初から通常訴訟を提起するのであれば、市の住所を管轄する裁判所で手続きを行うことが可能であった。

## 【結果：指摘】

未収債権の管理において、分割払いに応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づいた履行延期の特約の手続きをとられたい。

## 【結果：意見1】

債務者の代理人から介入通知が送付された後も、定期的に代理人に進捗を確認し、代理人の事務処理の遅延等が疑われる場合には、訴訟提起等の法的手続きを検討するよう要望する。

## 【結 果：意見2】

支払督促を検討する場合には、相手方からの異議申立ての可能性も想定した上で、管轄する裁判所に対する出頭等の事務負担や費用も考慮するよう要望する。また、異議申立てによって通常訴訟に移行する期間を考えれば、当初より通常訴訟を選択することで早期の解決も見込まれるため、売却代金に係る未収債権については、原則として、市の住所を管轄する裁判所に訴訟提起するよう要望する。

## 2. 道路建設課（道路計画課）の監査結果

### （1）概 要

- ① 道路建設課の組織及び人員
- ② 道路計画課の組織及び人員
- ③ 道路建設課の事務分掌
- ④ 道路計画課の事務分掌
- ⑤ 第3次実施計画上の事務事業の概要

### （2）監査手続

### （3）監査結果

- ① 第3次実施計画における計画事業の進捗状況について [意見：3件]

#### 【現 状】

道路建設課が所管する事務事業のうち、第3次実施計画に掲載して進行管理の対象としている事業は10本であり、それらの事業のうち8事業で計画に対し遅れが目立っている。これらの事業の遅れのほとんどは、用地取得が計画どおりに進んでいないことがその原因である。これに対する道路建設課としての今後の対応は、用地交渉の方法等を見直したり、用地交渉のスケジュールを見直したりすることなどが主たる対応である。

道路建設課の班は3つに分かれているが、特に用地班では、個別の事業ごとに担当職員を割当て、地権者との交渉を行い、詳細な交渉記録も整備している。それらの内容を閲覧すると、職員は丁寧に粘り強く対応していることが確認できる。また、道路建設課では、課長や課長補佐が各班の班長と定期的に会議を開き、用地取得の困難な事例について特に詳細に状況を把握し、買収率を向上させるためにはどのような有効な対策があるかについて検討を重ねているということであった。

#### 【原因・問題点】

##### ア. 用地担当業務マニュアル【道路部用】の見直し及び交渉記録について

用地取得交渉は長期化するケースが多く、交渉が難航すると、何か変化がない限り、承諾を得られない場合も少なくない。したがって、「用地担当業務マニュアル【道路部用】」（以下「マニュアル」という。）の中に、場合によっては、地権者との信頼関係を損なわないために、「当面は交渉を見送ることもある」とマニュアルに追記

することが必要であるものとする。

#### イ. 用地取得の研修について

道路建設課においては異動によって用地取得業務に配置された全ての新任者は用地補償等の制度に係る研修を履修している。そこで、道路建設課が管理している研修一覧では、年度ごとの個人の研修受講履歴を確認することはできるが、配属されてから受講した研修を取りまとめた研修履歴一覧を確認することができなかった。一方、道路建設課における実地での用地交渉への同行やケーススタディなどの事例分析など、困難交渉事例の成功例などを交渉記録として保存されているため、検索し易いよう工夫する必要がある。

#### ウ. 計画事業としての位置付けについて

道路建設課の10の計画事業の多くは用地買収交渉の困難性から、遅延している事例も少なくない。現在の計画の遅延事例に対処するためには、職員の人材育成や組織での効果的な対応が必要であるが、そのような組織の努力による取組によっても解決できない外生的な要因があることは否定できないことでもある。これまでの計画事業への位置付けを見直し、より現実的な判断を道路建設課として求められているものとする。

#### 【結 果：意見1】

第3次実施計画の事業における用地取得の遅れに効果的に対応するためのマニュアルの記載内容が全ての用地取得交渉事例に適用することができるわけではない。用地業務の新任職員に対して先輩職員から行うアドバイスとして「当面は交渉を見送ることもある」という明確に記載するなど、用地業務の初心者でも分かりやすい表現に、適時、適切な改訂を行うとともに、交渉相手方との信頼関係を保持するうえでも必要であることを合理的な理由と共に、交渉記録に必ず記録するよう要望する。

#### 【結 果：意見2】

道路建設課では、職員の経験年数などを把握し、OJTとしての多くの折衝経験の記録や困難交渉事例に係る成功例などの交渉記録を保存していることから、それらの記録データに対する容易な検索ができるよう工夫することを要望する。

#### 【結 果：意見3】

次期実施計画の策定段階等において、外生的な要因で遅延する事業については、遅延理由を分析・評価し、計画への位置付けを見直すなど、合理的な検討及び判断を行うよう要望する。

#### ② 道路改良工事の完了通知について [指摘：1件、意見：1件]

#### 【現 状】

道路建設課が実施する既存道路の改良工事が完了した場合、拡幅等の工事による道路形状の変更を地形図等の修正として、道路台帳等に適時適切に反映することが

必要になる。道路建設課の業務は既存の道路の改良工事であり、その形状を変えることになるため、情報の迅速な伝達が各関係機関で行われる必要がある。そのために、道路建設課においても、路政課等との有機的な連携を日常的に実施していることが分かる。

#### 【原因・問題点】

路政課の管理資料によると、道路建設課からの移管がなされていない工事完了案件として9路線が把握できた。これらの9路線のうち、園生町111号線及び園生町112号線に関しては、工事完了通知の提出漏れなどの理由により、道路台帳の修正が完了していないことが分かった。

道路台帳の組成項目としての調書及び図面は、その記載内容に変更があった時は、すみやかにこれを訂正されなければならないとされている（道路法第4条の2第5項）。また、道路の現況を正確に反映した情報を適時、適切に道路台帳へ修正し登録する業務は、道路台帳を利用し、事業の効率的、効果的な実施に活用する事業者にとって、付加価値を与える重要な業務である。

道路建設課においても組織的に、完了通知の提出の有無を確認する仕組みが機能していない点で問題である。

#### 【結果：指摘】

上記の園生町111号線外1路線は工事が完了し供用されている路線であるが、道路管理システムや道路台帳への修正登録がなされていないことが分かった。道路の拡幅等の現況を正しく事業者等に伝えることが重要であることから、適時適切に、道路台帳等への修正情報を反映されたい。なお、上記の1件に関しては、道路建設課として調査し、完了通知が路政課へ提出されていないことを確認したことから、令和2年12月28日付けで路政課へ正式に提出し措置がなされている。

#### 【結果：意見】

このような1件の修正漏れを発生させないため、道路建設課や路政課等の所管課及び関連機関を交えて、道路改良工事の完了から完了通知の作成、路政課等への移管・未移管の路線のリスト情報の共有、未移管路線等の進行管理の実施などの仕組みを再構築することを要望する。また、道路建設課としては、今後、同様の完了通知の未提出が起きないように、供用開始手続き及び完了通知の決裁について、今まで別の決裁を起こしていたものを一つの決裁として処理する形で事務改善を進めることにより、適切な対応を進めることとしている。

### ③ 工事完了路線の固定資産台帳登録について [意見：1件]

#### 【結果：意見】

道路改良工事が工区ごとに終了し、市民の利用に供されていても、路線全体の改良工事が終了するまでは、貸借対照表上は「建設仮勘定」という仮の勘定で長年推移するというルールを道路建設課は採用しており、実務上、一定のメリットが認め

られる。しかし、このようなルールでは、工事の実態を忠実に反映しない状態が長年継続するため、道路行政の正確な資産状態やコスト情報に歪みが生じている。そのため、現在のルールに代わる新たな資産計上ルールを検討するよう要望する。

道路資産は市の貸借対照表においても、金額的にも重要なインフラ資産の工作物として、より正確な資産計上とコスト情報の計算が要求されるものと考えられる。貸借対照表の表示金額の分析の必要性と道路行政という個別の事業別のコスト情報等の算定の必要性との使い分けなど、資産及びコスト情報の活用の仕方に応じたより良い資産把握方法に関しても、関連部局との連携のもとで検討することを要望する。

### 3. 街路建設課（道路計画課）の監査結果

#### (1) 街路建設課の事務事業概要

- ① 組織及び人員
- ② 事務分掌
- ③ 第3次実施計画上の事務事業の概要

#### (2) 監査手続

#### (3) 監査結果

- ① 暫定供用に伴う判断について [意見：1件]

##### 【現 状】

南町宮崎町線沿道地区の整備事業は、平成6年11月29日から令和3年3月31日を事業期間としており、平成30年12月時点では用地取得率99%（10,134㎡／10,206㎡）であった。残土地所有者は4名であり、そのうち1名については、20年近く交渉を進めていたが、市の買収予定価格と地権者の希望額が折り合わないため、交渉が難航していた。そこで、未買収地部分を残した形での暫定供用の可能性と土地収用法による手続きを進めるかについて、局長に方向性を報告し、局としての方針を確認している。

##### 【原因・問題点】

今回、局長への報告及び方針確認のために、担当者は上席者に報告するとともに最終的には部長の判断を受けて、局長への報告を行っている。稟議書や決裁書など文書による意思決定を行うのではなく、レクチャーというかたちをとるため、判断のポイントや判断結果については口頭のみで受けるだけで記録が残されていない。

千葉県決裁規程には規定されていないとはいえ、重要な判断を伴うものであることから、事後的にその結果を確認できること、また類似する案件が発生した場合の判断材料ともなりえることを考慮し、議事録などのかたちで残しておくことが必要である。

### 【結 果：意見】

局長による意見を受けた場合には、その判断過程及び結果を記載した議事録を作成し、重要な決定事項は意思決定文書により行われることを要望する。

### ② 買収した用地に対する会計処理について [指摘：1件]

#### 【現 状】

街路建設課における固定資産増減調査票を確認した結果、令和元年度に用地買収に伴い取得した土地の勘定科目は「土地」として処理されている。

#### 【原因・問題点】

固定資産取得に伴う会計処理において、いわゆる本勘定と呼ばれる「土地」への計上は、事業に供した時点であり、道路建設の場合においては道路が完成した時点で処理される必要がある。取得に伴い支払いが生じた時点から事業の供する（道路完成）までは、「建設仮勘定」にて処理することが適切である。

#### 【結 果：指摘】

用地買収に伴う取得であり、道路がいまだ完成していない土地については、建設仮勘定へ振替えることが必要であり、今後適切に処理されたい。

### ③ 工事負担金の精算について [意見2件]

#### 【現 状】

平成14年1月28日付にて、東日本旅客鉄道株式会社及び京成電鉄株式会社と協定書を締結し、毎年施行工事に要した費用について報告を受け、その工事費を千葉市が負担している。

<令和元年度負担額>

施行会社	契約金額	精算金額	差額
①東日本旅客鉄道	595,060千円	565,122千円	△29,938千円
②京成電鉄株式会社	48,310千円	44,760千円	△3,550千円

出典：入手資料等に基づき外部監査人作成

#### 【原因・問題点】

東日本旅客鉄道株式会社の精算金額については、道路施設工事の合計額が約5,000万円の超過となっており、鉄道施設工事の工事費の実績はゼロとなっている。この変更については、令和元年12月18日の確認議事録において、「変更資金計画書」の提出を受けたことによるものであることが記載されており、施行内容及び範囲自体は変更の必要がないということであった。

なお、令和元年度の精算額調書における契約金額と精算額の増減差額がこの変更によるものであることは確認できたものの、工事完了報告書上では、その増減理由が明記されていない。上席者による確認のため、必要な情報は共有すべきであり、工事確認報告書などで、差額が発生した理由とそれが次年度以降にどのような影響をあたえるのかを共有することが重要である。



**【結 果：意見 1】**

今回の工事の変更については、鉄道施設工事から道路施設工事への変更であって、工事費の内訳のみが変更したものであり、施工施行内容及び範囲図自体は変更の必要がないということであった。しかし、他の部分に記載された「資金計画書」の内容に変更が生じた場合には、実際の工事負担額の変更につながることから、その増減理由及び次年度以降の工事や予算への影響の有無などをリスク評価に必要な情報として、上席者へ共有するためにも、「変更資金計画書」に係る変更情報等を報告し、併せて、工事確認報告書又はその他の行政文書として組織内で作成し管理することを要望する。

**【結 果：意見 2】**

年度終了時における現場への工事確認については、請負工事のケースとは異なるとはいえ、確認作業が属人的とならないよう確認項目及び調書の残し方について明確にしておくことを要望する。

**第 4 利害関係について**

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。